

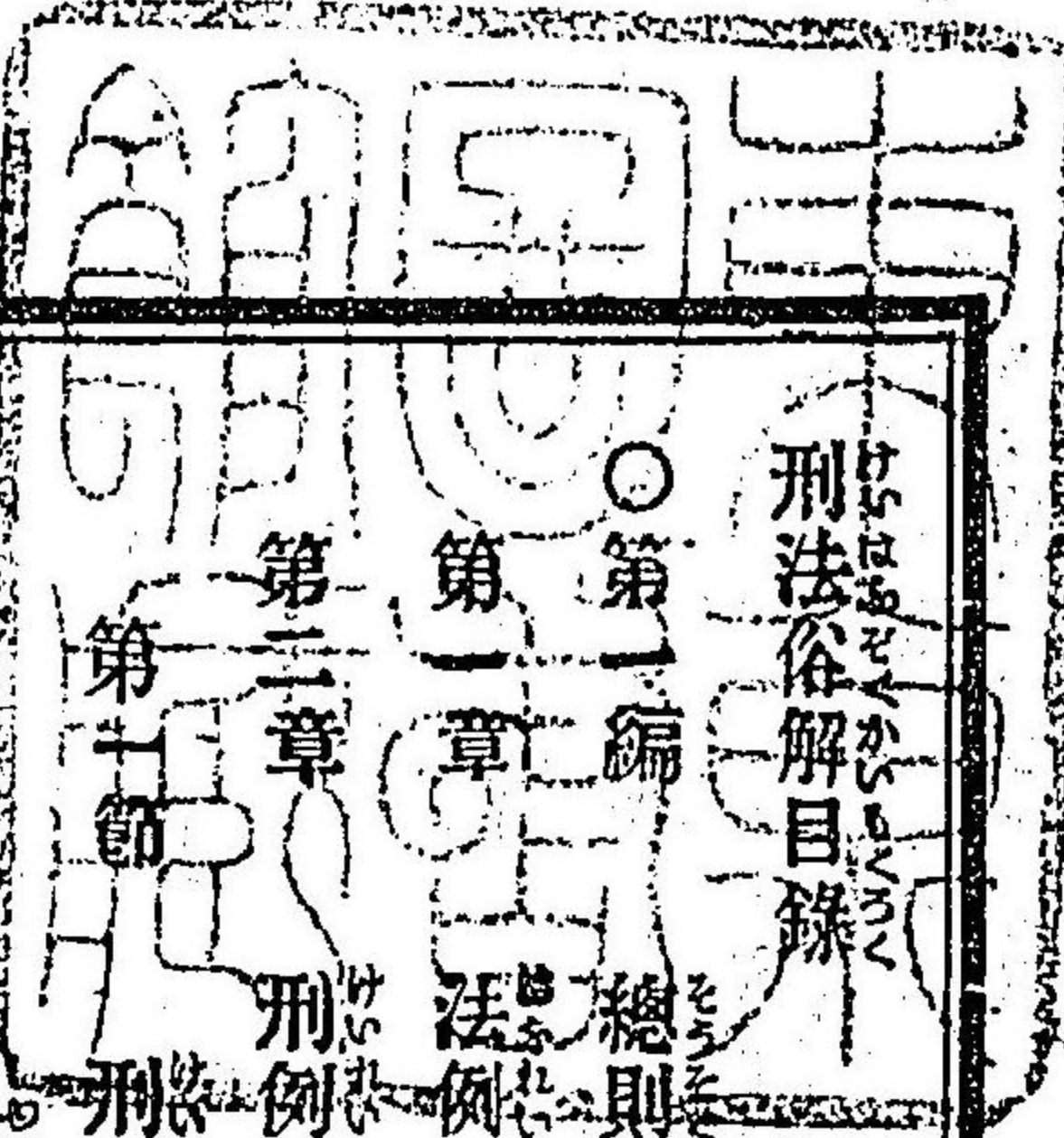
刑法治罪法俗解

上村秀昇編輯

刑法附則并治罪法參考諸布告

刑法俗解○目錄

第八節	復權 <small>ふくけん</small>	一六丁
第七節	期滿免除 <small>きまんとめんちよ</small>	一四丁
第六節	假出獄 <small>かりしゅつたく</small>	一三丁
第五節	刑期計算 <small>けいきけいざん</small>	一二丁
第四節	徵償處分 <small>ちやうしやうしよぶん</small>	一一丁
第三節	附加刑處分 <small>ふかけいしよぶん</small>	八丁
第二節	主刑處分 <small>あけいしよぶん</small>	四丁
第一章	刑名 <small>けいめい</small>	全
第二章	刑例 <small>けいれい</small>	二丁
第三章	刑例 <small>けいれい</small>	一丁
第一編	總則 <small>そうそく</small>	一丁



第三章	加減例	一六丁
第四章	不論罪及び減輕	一九丁
第一節	不論罪及び宥恕減輕	全
第二節	自首減輕	二一丁
第三節	酌量減輕	二二丁
第五章	再犯加重	二三丁
第六章	加減順序	二四丁
第七章	數罪俱發	二五丁
第八章	數人共犯	二六丁
第一節	正犯	全
第二節	從犯	二七丁
第九章	未遂犯罪	二八丁

第十章	親族例	二九丁
○第二編	公益に關する重罪輕罪	三〇丁
第一章	皇室に對する罪	全
第二章	國事に關する罪	三一丁
第一節	内亂に關する罪	全
第二節	外患に關する罪	三三丁
第三章	靜謐を害する罪	三四丁
第一節	兇徒聚衆の罪	三五丁
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	全
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	三六丁
第四節	附加刑の執行と遁る、罪	三九丁
第五節	私に軍用の銃礮彈藥を製造し及び所有する罪	全

第六節	往來通信を妨害する罪	四一丁
第七節	人の住所を侵す罪	四二丁
第八節	官の封印を破棄する罪	四三丁
第九節	公務を行ふと拒む罪	四四丁
第四章	信用を害する罪	四五丁
第一節	貨幣を偽造する罪	四六丁
第二節	官印と偽造する罪	四八丁
第三節	官の文書と偽造する罪	五〇丁
第四節	私印私書と偽造する罪	五一丁
第五節	免狀 鑑札及び疾病證書を偽造する罪	五二丁
第六節	偽證の罪	五四丁
第七節	度量衡を偽造する罪	五六丁

第八節	身分を詐稱する罪	五七丁
第九節	公選の投票を偽造する罪	五八丁
第五章	健康を害する罪	五九丁
第一節	阿片烟を關する罪	全
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	全
第三節	傳染病豫防規則を關する罪	六〇丁
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則を關する罪	六一丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	六二丁
第六節	私に醫業を爲す罪	六三丁
第六章	風俗を害する罪	全
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	六四丁

第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	六五丁
第九章	官吏瀆職の罪	六六丁
第一節	官吏公益を害する罪	全
第二節	官吏人民に對する罪	六七丁
第三節	官吏財産に對する罪	七一丁
○第三編	身體財産に對する重罪輕罪	七二丁
第一章	身體に對する罪	全
第一節	謀殺故殺の罪	七三丁
第二節	殴打創傷の罪	全
第三節	殺傷に關する宥恕及び不論罪	七五丁
第四節	過失殺傷の罪	七七丁
第五節	自殺に關する罪	七八丁

第六節	擅に人を逮捕監禁する罪	全
第七節	脅迫の罪	七九丁
第八節	墮胎の罪	八〇丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	八一丁
第十節	幼者を略取誘拐する罪	八二丁
第十一節	猥褻姦淫重婚の罪	八三丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	八五丁
第十三節	祖父母父母に對する罪	八七丁
第二章	財産に對する罪	八八丁
第一節	竊盜の罪	全
第二節	強盜の罪	九〇丁
第三節	遺失物埋藏物に關する罪	九一丁

第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	六五丁
第九章	官吏瀆職の罪	六六丁
第一節	官吏公益を害する罪	全
第二節	官吏人民に對する罪	六七丁
第三節	官吏財産に對する罪	七一丁
○第三編	身體財産に對する重罪輕罪	七二丁
第一章	身體に對する罪	全
第一節	謀殺故殺の罪	七三丁
第二節	毆打創傷の罪	全
第三節	殺傷に關する宥恕及び不論罪	七五丁
第四節	過失殺傷の罪	七七丁
第五節	自殺に關する罪	七八丁

第六節	擅に人を逮捕監禁する罪	全
第七節	脅迫の罪	七九丁
第八節	墮胎の罪	八〇丁
第九節	幼者又は老疾者を遺棄する罪	八一丁
第十節	幼者を略取誘拐する罪	八二丁
第十一節	猥褻姦淫重婚の罪	八三丁
第十二節	誣告及び誹毀の罪	八五丁
第十三節	祖父母父母に對する罪	八七丁
第二章	財産に對する罪	八八丁
第一節	竊盜の罪	全
第二節	強盜の罪	九〇丁
第三節	遺失物埋藏物に關する罪	九一丁

第四節	家資分散に關する罪	九二丁
第五節	詐欺取財及び受寄財物に關する罪	全
第六節	贓物に關する罪	九四丁
第七節	放火失火の罪	九五丁
第八節	決水の罪	九七丁
第九節	船舶を覆没する罪	全
第十節	家屋物品と毀壞し及び動植物を害する罪	九八丁
○第四編	違警罪	一〇〇丁
○		
刑法附則目錄		
第一章	主刑執行	一〇八丁
第二章	監視	一一三丁

第三章	假出獄及び特別監視	一一六丁
第四章	刑事裁判費用	一二九丁
第五章	賠償處分	一二二丁
目錄畢		

持15
496

刑法俗解

第一編 総則

第一章 法例

第一條 凡そ法律に於て罰すべき罪別て三種と爲す

一 重罪

一 輕罪

一 違警罪

第二條 法律に正條なきもの何等の所爲と雖も之を罪することを得ず

第三條 法律の頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者ハ新舊の法と比照して輕きに從て處斷す

第四條 此刑法ハ陸海軍に關する法律を以て論ず可き者に適用することを得ず

第五條 このけいはふ 此刑法に正條かじやうなくして他の法律規則ほのほりつぎそくに刑名けいめいある者ものの各おのくそのほりつぎそくしたがに從ふ若し他法律規則ほのほりつぎそくに於て別に總則そうそくを掲げざる者ものハ此刑法の總則そうそくに從ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑けいの主刑おもなるけい及び附加刑つひくはけいとあす

主刑しゆけい之を宣告せんこくとす

附加刑ふかけいハ法律ほりつに於て其宣告そのせんこくする者ものと宣告せざる者ものとを定む

第七條 左さに記載かきぞたる者ものと以て重罪おもなきつみの主刑おもなるけいとあす

- 一 死刑しけい
- 二 無期徒刑むきとけい
- 三 有期徒刑いうきとけい
- 四 無期徒刑むきりうけい

- 五 有期徒刑いうきりうけい
- 六 重懲役ぢゆうちやうえき
- 七 輕懲役けいちやうえき
- 八 重禁獄ぢゆうきんごく
- 九 輕禁獄けいきんごく

第八條 左さに記載かきぞせたる者ものを以て輕罪けいざいの主刑おもなるけいとなす

- 一 重禁錮ぢゆうきんこ
- 二 輕禁錮けいきんこ
- 三 罰金ばつぎん

第九條 左さに記載かきぞせたる者ものを以て違警罪ちへいざいの主刑おもなるけいと爲す

- 一 拘留かうりゆう
- 二 科料くわらう

第十條 左に記載たる者を以て附加刑とす

- 一 剝奪公権
- 二 停止公権
- 三 禁治産
- 四 監視
- 五 罰金
- 六 没収

第十一條 刑を執行及び犯人を檢束する方法細目ハ別ニ規則ヲ以テ之を定む

第二節 主刑處分

- 第十二條 死刑ハ絞首す但し規則ニ定むる所の官吏臨檢獄内ニ於テ之を行ふ
- 第十三條 死刑ハ司法卿の命令あるニ非ざれば之を行ふことを得ず
- 第十四條 大祀令節國祭の日ハ死刑を行ふことを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎ある時其執行と停め分娩の後二百日と經るに非ざれば刑を行ふ

第十六條 死刑の遺體ハ親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但し式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 徒刑ハ無期有期を分けず島地に發遣て定役に服す
有期徒刑ハ十二年以上十五年以下となす

第十八條 徒刑の婦女ハ島地に發遣らず内地の懲役場に於て定役に服す
第十九條 徒刑の囚六十歳に滿る者ハ通常の定役を免し其体力相當の定役に服す

第二十條 流刑ハ無期有期を分たず島地の獄に幽閉て定役に服せず有期流刑ハ十二年以上十五年以下となす

第二十一條 無期流刑の囚五年と經過れば行政の處分を以て幽閉と免し島地に於

て地を限り住居せしむるを得

有期流刑の囚三年を経過する者も亦同じ

第二十二條 懲役ハ内地の懲役場に入れ懲役に服す

但し六十歳に満る者ハ第十九條の例に従ふ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下とす

第二十三條 禁獄ハ内地の獄に入れ定役に服せず

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下とす

第二十四條 禁錮ハ禁錮場に留置して重禁錮ハ定役に服し輕禁錮ハ定役に服せず

禁錮ハ重輕を分けず十一日以上五年以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢ハ監獄の規則に従ひ其幾分かを獄舎の費用に

供へ其幾分りを囚人に給與へ但し現役百日以内ハ給與の限に在らず

第二十六條 罰金ハ二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡と區別く

第二十七條 罰金ハ裁判確定日より一个月内に納完しむ若し限内に納定ざる者ハ

一圓を一日に折算へ之と輕禁錮に換へ其一圓に滿らぬ者でも仍ほ一日に計算ふ

罰金を禁錮に換へる者ハ更に裁判をせず檢察官の求に因り裁判官之を命ず但し禁

錮の期限ハ二年を過るとを得ず

若し禁錮の限内罰金と納むれば其經過た日數を扣除して禁錮を免す但し親屬其

他の者代て罰金を納めても亦同じ

第二十八條 拘留ハ拘留所に留置き定役に服せず其刑期ハ一日以上十日以下と爲し

仍ほ各本條に於て區別す

第二十九條 科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各本條に於て其多少を

區別す

第三十條 科料ハ裁判確定日より十日以内ハ完納しむ若し限内完納ざるものハ第

二十七條の例を照へ之を拘留に換ゆ

第二節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左の權を剝奪る

- 一 國民の特權
- 二 官吏と爲るの權
- 三 勳章。年。金。位記。貴號。恩。給を有するの權
- 四 外國の勳章を佩用するの權
- 五 兵隊に入るの權
- 六 裁判所に於て証人と爲るの權但し單に事實を陳述するに此限に在らず
- 七 後見人と爲るの權但し親屬の許可を得て子孫の爲めにするに此限に非らず
- 八 分散者の管財人と爲り又ハ會社及び共有財産と管理するの權
- 九 學校長及び教師學監と爲るの權

- 第三十二條 重罪の刑に處せられたるものハ別ニ宣告を用ゐず終身公權を剝奪る
- 第三十三條 禁錮に處せらるるものハ別ニ宣告を用ゐず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふとを停止す
- 第三十四條 輕罪の刑に於て監視を付したるものハ別ニ宣告と用ゐず監視の期限間公權を行ふとを停止す
- 第三十五條 重罪の刑に處せられたる者ハ別ニ宣告を用ゐず其主刑の終る迄親から財産を治むるを禁ず
- 第三十六條 流刑の囚幽閉を免るされたる時ハ行政の處分を以て治産の禁の幾分と免ずるを得
- 第三十七條 重罪の刑に處せられたるものハ別ニ宣告を用ゐず各々本刑の短期三分の一等しき時間監視を付す

第三十八條 輕罪の刑に附加へる監視ハ之を宣告す但し各々本條に記載たるの外監視を付せざるを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者ハ別ニ宣告と用ひず五年間監視を付す

第四十條 監視の期限ハ主刑の終りたる日より起算へ主刑の期滿免除を得たる時ハ其捕ま就きたる日より起算ふ

若し主刑を免して止た監視を付したる時ハ其裁判確定の日より起算ふ
第四十一條 監視を付せられたる者其情狀ハ因り行政の處分を以て假し監視を免するを得

第四十二條 附加の罰金ハ之を宣告す若し一月内ニ完納ざる時ハ第二十七條の例ニ照へ輕禁錮ニ換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左ニ記載する物件ハ宣告して官ニ沒收る但し法律規則ニ於て別ニ沒收

の例を定めたるものハ各々其法律規則ニ從ふ

一 法律ニ於て禁制したる物件

二 犯罪の用ニ供ひたる物件

三 犯罪ニ因て得たる物件

第四十四條 法律ニ於て禁制したる物件ハ何人の所有を問はず之と沒收る犯罪の用ニ供し及び犯罪ニ因て得たる物件ハ犯人の所有ニ係り又ハ所有主なき時の外之を沒收するを得ず

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又ハ幾分ニ犯人ハ科す但し其費用の額ハ別ニ規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑ニ處せられ又ハ放免されても被害者の請求ニ對し贓物の還給へ損害の賠償を免がる、ことを得ず

第四十七條 數人共犯たると係うる裁判費用贓物の還給へ損害の賠償ハ共犯人として之を連帶けしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給へ損害の賠償ハ被害者の請求ヨ因り刑事裁判所ヨ於て之と審判することを得若し贓物犯人の手ヨある時ハ請求なくとも直ぐ之を被害者ヨ還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算ふるヨ一日と稱ふものハ二十四時を以てし一月と稱ふものハ三十日を以てし一年と稱ふものハ曆ヲ從ふ

第五十條 刑ハ裁判確定した後でなければ之を執行ふことを得ず
受刑ヲ初日ハ時間を論はず一日ヨ算入む放免の日ハ刑期ヨ算入まず

第五十一條 刑期ハ刑名宣告の日ヨ起算へ若し上訴ヨ爲したる者ハ左の例ヨ從ふ
一犯人自ら上訴して其上訴正當しき時ハ前判宣告の日ヨ起算へ若し其上訴不當

なひ時ハ後判宣告の日ヨ起算ふ

二檢察官の上訴ヨ係るものハ其上訴正當ると否とを分たず前判宣告の日ヨ起算ふ
三上訴中保釋を得又ハ責付らる、者ハ其日數を刑期ヨ算入ることを得ず

第五十二條 刑期限内逃走て再び捕ヨ就きたる者ハ其逃走の日數を除どき前後受刑の日を計算ふ

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑ニ處せられたる者獄則と謹守り悛改た狀ある時ハ其刑期四分の三を經過るの後行政の處分ヨ以て假出獄を許すとを得無期徒刑の囚ハ十五年を經過るの後亦同じ

流刑の囚ハ第二十一條ヨ照へ幽閉を免すの外假出獄の例を用ひず
第五十四條 徒刑の囚假出獄と許されても仍舊島地ヨ住居せしむ

第五十五條 假出獄を許されたるもの行政の處分と以て治産の禁の幾分を免すとを得但し本刑期限内特別に定めたる監視を付す

第五十六條 假出獄中更ニ重罪ノ輕罪を犯したる者ハ直ち又出獄を停止し出獄中の日數ハ刑期ニ算入ふるとを得ず

第五十七條 刑期限内更ニ重罪輕罪を犯したる者ハ假出獄を許さず
第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遁れたる者の法律に定めたる期限を經過するに因て期滿免除を得

第五十九條 主刑ハ左の年限ニ從て期滿免除を得

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期徒刑ハ二十五年
- 三 有期徒刑ハ二十年

四 重懲役重禁獄ハ十五年

五 輕懲役輕禁獄ハ十年

六 禁錮罰金ハ七年

七 拘留料ハ一年

第六十條 剝奪公權停止公權及び監視ハ期滿免除を得ず

附加の罰金ハ主刑と共に期滿免除を得

沒收ハ五年を経て期滿免除を得但し禁制物の期滿免除の限にわらず

第六十一條 期滿免除ハ刑の執行の遁れたる日より起算へ若し捕まなり又々逃走したるもの其逃走の日より起算ふ欠席裁判に係るもの其宣告の日より起算ふ

第六十二條 刑の執行を遁れたるもの對し逮捕を命じたる時ハ最終の令狀を出したる日より期滿免除を起算ふ

第八節 復権

第六十三條 公権を剝奪れたる者の主刑の終りたる日より五年を経過の後其情状より因り將來の公権を復すことを得

主刑の期滿免除と得たる者の監視を付したる日より五年を経過の後亦同じ

第六十四條 大赦より因りて免罪と得たる者の直ち復権を得特赦より因りて免罪を得たるものハ赦状中記載するより自ら復権を得ず

赦より因りて復権を得たるものハ自ら監視を免かる者として

第六十五條 復権ハ勅裁よりあらざれば得べからず

第三章 加減例

第六十六條 法律より於て刑を加減輕重すべき時ハ後の數條より記載したる例より照して加減を但し加へて死刑に入ることを得ず

第六十七條 重罪の刑ハ左の等級より照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重懲役

五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑ハ左の等級より照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重禁獄

五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役より該る者減輕すべき時ハ二年以上五年以下の重禁錮より處するを

以て一等となす
輕禁獄に該る者減輕すべき時、二年以上五年以下の輕禁獄に處すると以て一等となす

第七十條 禁錮罰金に該る者減輕すべき時、各々本條に記載したる刑期金額の四分の一を減ずるを以て一等と爲し、其加重すべき時、亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す

輕罪の刑に加へて重罪に入るとを得ず、但し禁錮に加へて七年に至るとを得

第七十一條 禁錮を減盡したる時の科料は處す罰金を減盡したる時の科料は所す禁錮罰金を減して其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下及ぶ時、亦拘留科料に處するとを得

第七十二條 拘留科料に該る者加減すべき時の禁錮罰金の例は照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す

違警罪の刑に加へて輕罪に入るとを得ず、但し拘留に加へて十二日に至るとを得、減じて一日以下を降すとを得ず

第七十三條 禁錮拘留に加減するは因て其期限は零數を生じ一日を滿ざる時の之を除棄す

第七十四條 附加の罰金に主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲すと若減盡したる時に止む主刑と科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す可からざる強制に遇ひ其意は非ざるの所爲に其罪を論せず、天災又ハ意外の變に因り避く可うらざる危難に遇ひ自己若くハ親屬の身体と防衛するよ出たる所爲も亦同じ

第七十六條 本屬長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者の其罪を論せず

第七十七條 罪を犯す意なき所爲の其罪を論せず但し法律規則に於て別罪を定たるもの此限をわらず

罪となるべき事實を知らずして犯したるもの其罪を論せず

罪本重かるべくして犯す時知らざる者の重きに従て論ずるを得ず

法律規則を知らざるを以て犯すの意なきと爲すを得ず

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失は因て是非を辨別せざる者の其罪を論せず

第七十九條 罪を犯す時十二歳以上十六歳未満の者の其罪を論せず但し満八歳以上の者の情状は因り満十六歳を過ぎざる時間之を懲治場を留置するを得

第八十條 罪を犯す時満十二歳以上十六歳未満の者の其所爲是非を辨別したると否とを審案し辨別なくして犯したる時の其罪を論せず但し情状は因り満二十歳を過ぎざる時間之を懲治場を留置するを得

若し辨別ありて犯したる時の其罪を宥恕して本刑は二等を減ず

第八十一條 罪を犯す時満十六歳以上二十歳未満の者の其罪を宥恕して本刑は一等を減ず

第八十二條 瘡啞者罪を犯したる時の其罪を論せず但し情状は因り五年を過ぎざる時間之を懲治場を留置するを得

第八十三條 違警罪に満十六歳以上十二歳未満の者と雖ども其罪を宥恕するを得ず

満十二歳以上十六歳未満の者の其罪を宥恕して本刑は一等を減ず十二歳未満の者及び瘡啞者の其罪を論せず

第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕の各々本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺する前於て官に自首したるもの本刑は一等を

減す但し謀殺故殺は係るものハ自首減輕の限あり

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償し

る時ハ自首減等の外仍は本刑に二等を減ず其全部を還償せずと雖も半數以上

と還償したる時ハ一等を減ず

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者よ首服したるものハ官よ自首すると同

く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別よ自首の例を掲げたる者ハ各々其本條に從

ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たす所犯情狀原諒す可き者ハ酌量して本刑を

減輕するを得

法律に於て本刑を加重し又ハ減輕すべきものと雖も其酌量すべき時ハ仍は之を減

輕することを得

第九十條 酌量減輕す可きものハ本刑に一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先ハ重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ

第九十二條 先ハ重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時ハ本刑に一等を

加ふ

第九十三條 先ハ違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時ハ本刑に一等と

加ふ但し一年內再び其違警罪裁判所の管轄地内ハ於て犯したる時ハあらざれば再

犯と以て論ずるを得ず

第九十四條 再犯加重ハ初犯の裁判確定の後ハ非ざれば之を論ずるを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯すハ四り刑を宣告したる時ハ先づ其定役小服とべ

き者を執行し定役小服せざる者を後よ若し初犯再犯其定役小服する刑に該る

時又ハ其不_レ定_レ役_ニ服_セざる刑_ニ該_ル時_ハ先_ニ其重_キ者_ト執行_ス
罰金科料_ハ該_ル者_ハ順序_ニ拘_ヘら_ズ各々_之を徵收_ス

第九十六條 陸海軍裁判所_ニ於_テ判決_を經_テる者_ハ再_ビ重罪輕罪_ト犯_シたる時_ハ初犯_ノ非常律_ニ從_ヒ處斷_シたる者_ハ非_ズられ_バ再犯_を以_テ論_ズると_を得_ズ

第九十七條 大赦_ニ因_テ免罪_を待_テる者_ハ再_ビ罪_を犯_スと_雖も再犯_ト以_テ論_ズる_を得_ズ

第九十八條 三犯_{以上}の者_ト雖_も其加重_の法_ハ再犯_の例_ニ同_シ

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪_ノ情狀_ニ因_リ総則_ニ照_シ同時_ニ本刑_を加重減輕_トべき時_ハ左_ノ順序_ニ從_テ其刑名_ト定_ム但_シ從犯_及び未遂犯罪_ノ減等_{其他}各本條_ニ記載_スる特別_ノ加重減輕_ハ其加減_シたる者_を以_テ本刑_ト爲_ス

- 一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪_ト犯_シ未_ダ判決_ト經_ズ二罪_{以上}俱_ニ發_シたる時_ハ一_ノ重_キに從_テ處斷_ス

重罪_ノ刑_ハ刑期_ノ長_キもの_を以_テ重_キと_シ刑期_ノ等_キ者_ハ定_レ役_{ある}者_を以_テ重_キ處_ス

輕罪_ノ刑_ハ其所犯_ノ情狀_最重_キ者_ニ從_テ處斷_ス

第一百一條 違警罪_二罪_{以上}共_ニ發_シたる時_ハ各々_其刑_を科_ス若_シ重罪_又ハ輕罪_ト共_ニ發_シたる時_ハ一_ノ重_キに從_フ

第一百二條 一罪_前に發_シ已_ニ判決_を經_テ餘罪_後に發_シ其輕_ク若_シく_ハ等_シきもの

ハ之と論せず其重きものハ更之を論じ前發の刑と以て後發の刑は通算す但し前發の刑罰金科料は該り己は納完したる者ハ第二十七條の例に照し折算して後發の刑期は通算す

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共に發したる者ハ其再犯と比較し一の重きは從ひ前發の刑を連算せず

第三百三條 數罪俱は發し一の重きは從ふ時と雖とも其沒収及び贖償の處分ハ各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第四百四條 二人以上現は罪を犯したる者ハ皆正犯と爲し各自ハ其刑を科す

第四百五條 人と教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものハ亦正犯と爲す

第四百六條 正犯の身分は因り別は刑を加重すべき時ハ他の正犯從犯及び教唆者も及ぼすを得ず

第四百七條 犯人の多數に因り刑を加附す可き時ハ教唆者を算入して多數と爲すを得ず

第四百八條 事を指定して犯罪を教唆するハ當り犯人教唆者乘じ其指定したる以外の罪を犯し又ハ其現行所の方法教唆者の指示したる所と異なる時ハ左の例に照して教唆者を處斷す

- 一 所犯教唆したる罪より重き時ハ止だ其指定したる罪に從て刑を科す
- 二 所犯教唆したる罪より輕き時ハ現行所の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第四百九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又ハ誘導指示し其他預備の所爲と以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者ハ從犯と爲し正犯の刑は一等と減ず但正犯現行行ふ處の罪從犯の知る所より重き時ハ只だ其知る處の罪に照し一等を減ず

第一百十條 身分に依り刑を加附すべきもの從犯とある時、其重さより從て一等を減ず。正犯の身分に依り刑を減輕すべき時、雖も重犯の刑、其輕さを從て減輕するを得ず。

第九章 未遂犯罪

第一百一十條 罪を犯さんと謀り、又は其預備を爲すと雖も、未だ其事を行はざる者の本條別よ刑名を記載するよあらざれば、其刑を科せず。

第一百一十二條 罪を犯さんとして己に其事を行ふと雖も、犯人意外の障礙若くは失錯よ依り未だ遂げざる時、己に遂げたる者の刑に一等又ハ二等を減ず。

第一百一十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざるもの、前條の例に照して處斷す。輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の、本條別よ記載するよ非ざれば、前條の例に照して處斷することを得ず。違警罪と犯さんとして未だ遂げざるもの、其罪を論せず。

第十章 親屬例

第一百十四條 此刑法に於て親屬と稱するハ左に記載したる者を云ふ。

- 一 祖父母、父母、夫妻
- 二 子孫及び其配偶者
- 三 兄弟姉妹及び其配偶者
- 四 兄弟姉妹の子及び其配偶者
- 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
- 六 父母の兄弟姉妹の子
- 七 配偶者の祖父母、父母
- 八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者
- 九 配偶者の兄弟姉妹の子
- 十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五條 祖父母と稱するハ高祖祖父母外祖父母同じ父母と稱するハ繼父母嫡母同じ子孫と稱するハ庶子曾玄孫外孫同じ兄弟姉妹と稱するハ繼父母の兄弟姉妹と同じ

養子の養家に於る親屬の例ハ實子と同じ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條 天皇三后皇太子に對し危害を加へ又ハ加へんとする者ハ死刑に處す

第百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮

に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同じ

第百十八條 皇族に對し危害を加へたる者ハ死刑に處す其危害を加へんとする者ハ無期徒刑に處す

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百二十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することと目的を爲し内亂を起したる者ハ左の區別に従て處斷す

一 首魁及び教唆者ハ死刑に處す

二 群衆の指揮をなし其他樞要の職務を爲したる者ハ無期徒刑に處し其情輕き者ハ有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給じ又ハ諸般の職務を爲したる者ハ重禁獄に處し其情輕き者

輕禁獄に處す

四 教唆し乘じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供しふる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に爲す

第二百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を却掠たる者ハ己ハ内亂を起したる者の刑に處す

第二百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人と謀殺したる者ハ兵を擧るに至らずと雖も内亂と同じく論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第二百二十四條 前三條の罪ハ未遂犯罪の時ハ於て乃ち本刑を科す

第二百二十五條 軍隊を招募し又ハ兵器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者ハ第二百二十一條の例に照し各一等を減す

第二百二十六條 内亂陰謀を爲し未だ豫備に至らざるものハ各々二等と減す

よ自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人の集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十八條 内亂に乘じて人の身財財産に對し内亂の目的を關せざる重罪輕罪と犯したる者ハ通常の刑に照し重きは從て處斷す

第二節 外患に關する罪

第二百二十九條 外國と與して本國を抗敵し又ハ外國と交戦中同盟國を抗敵し其他本國に背叛て敵兵に附屬したるものハ死刑に處す

第二百三十條 交戦中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若しくは本國及び同盟國の都府城塞又ハ兵器彈藥船舶其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若しくは兵隊屯集の要地

又ハ道路の險夷と敵國ヲ通知したる者ハ無期流刑に處す
敵國の間諜を誘導して本國管内ヲ入らしめ若しくは藏匿したる者亦同じ

第三百二十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戦の際敵國
又通謀し又ハ其賂遺を收受テ命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期
流刑に處す

第三百二十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑に處す其豫備止
まる者ハ一等又ハ二等を減す

第三百二十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背
きたる者ハ六ヶ月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百二十五條 此章に記載する罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下
の監視に附す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第三百三十六條 兇徒多衆を嘯聚めて暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖ども仍ほ
解散らざる者首魁及び教唆者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す附和隨行し
たる者ハ二圓以上五圓以下の罰金に處す

第三百三十七條 兇徒多衆を嘯聚めて官廳に喧鬧して官吏に強迫り又ハ村市を騷擾し
其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者ハ重懲役に處す其嘯聚に應じ煽動して勢
力を助けたる者ハ輕懲役に處し其情輕き者ハ一等を減す附和隨行したる者ハ二
圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百三十八條 暴動の際人を殺死し若しくは家屋船舶倉庫等を燒燬たる時ハ現手
を下し及び火を放つ者を死刑に處す
首魁及び教唆者 情を知て制止せざる者亦同じ

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三百二十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又ハ行政司法官署の命令を執行する又當り暴行強迫を以て其官吏に抗拒みたる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行ひしめたる者亦同じ

第四百十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ歐打創傷の各本條より照し一等を加へ重さよ從て處斷す

第四百十一條 官吏の職務に對し目前に於て形容若くハ言語を以て侮辱したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其目前に非ずと雖ども刊行の文書圖書又ハ公然の演説を以て侮辱したる者亦同じ

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百十二條 己決の囚徒逃走したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す 若し獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行強迫を爲して逃走したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

の重禁錮に處す

第四百十三條 己決の囚徒逃走の罪を犯すと雖ども再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走したる者ハ再犯を以て論ず

第四百十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者ハ第四百十二條の例に同じ 但し原犯の罪と判決する時に於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時ハ第四百十二條の例に照し各一等を加ふ

第四百十六條 囚徒を逃走せしむるの爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加し因て囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ

第四百十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の輕懲役に處す

第四百四十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時の亦前條の例に同じ

第四百四十九條 前數條々に記載したる輕罪と犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百五十條 看守又ハ護送者の懈怠に因て囚徒の逃走と覺らざる時の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視に付せられたる者あるとを知て故らに之を藏匿し若くハ隱避せしめたる者の十一日以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の一等と加ふ

第四百五十二條 他人の罪を免れしめんとを圖り其罪證となるべき物件を隱蔽したる者の十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時の其罪と論ぜず

第四節 附加刑の執行を遁るゝ罪

第四百五十四條 公權を剝奪られ又ハ公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる

時ハ一年以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第四百五十五條 監視に附せられたる者其規則に違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第四百五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時に非ざれば再犯を以て論ずると得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第四百五十七條 官命を受けず又ハ官許を得ずして陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他

破裂質の物品と製造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之と輸入したる者亦同じ

前項の物品と私に販賣したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金と附加す

第百五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又雇人にして止だ正犯の使令に供したる者ハ各々本刑に照し二等を減す

第百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂罪犯の例に照して處斷す

第百六十條 第百五十七條に記載したる物品を私に所有したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第百六十一條 第百五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械にして單に其用に供す可き者ハ何人の所有を問はず之を沒收る

第六節 往來通信を妨害する罪

第百六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第百六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若くハ之と阻止したる者ハ亦前條に同じ

第百六十四條 電信の器械柱木と損壞し又ハ條線を斷切て電氣を不通に致したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木を條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時ハ一等を減す

第百六十五條 瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危險ある障礙を爲したる者ハ重懲役に處す

第百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する

標識を損壊し又ハ詐偽の標識を點示したる者ハ亦前條に同じ

第六十七條 前數條々に記載したる罪其事務に關し官吏及び雇人職工自ら犯したる時ハ各々本條に照し一等を加ふ

第六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人と殺傷したる者ハ歐打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六十九條 第六十五條第六十六條の罪を犯し因て瀟車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時無期徒刑に處し人を死に致したる時ハ死刑に處す

第七十條 此節に記載する輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物に入りたる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ

- 一 門戸牆壁を踰越損壊し又ハ鎖鑰を開きて入りたる時
- 二 兇器其他犯罪の用に供すべき物品を携帯して入りたる時
- 三 暴行と爲して入りたる時
- 四 二人以上にて入りたる時

七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建造物に入りたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條の記載したる加重すべき所爲ある時ハ一等を加ふ

七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者ハ前二條の例に照して各々一等を加ふ

第八節 官の封印を破毀する罪

第七十四條 官署の所分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄

したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ヲ爲ス
若シ看守人自ら犯したる時ハ一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盗取り又ハ毀壞したる者ハ盜罪及び毀壞の各々本條に照し重きに從て處斷す

第七十六條 看守者其懈怠に因り封印を破棄し又ハ其物件を盗取毀壞する犯人あると覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふと拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受故なくして之を肯せざる時ハ二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵に編入せらるべき者身軀を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所物を以て免役を圖りたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上

三十圓以下の罰金と附加す

若シ他人に囑託し其姓名を詐稱し代て徵募に應せしめたる者亦同じ其囑託を受け徵募に應じたる者ハ第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分析又ハ鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より証人として證據を陳述すると命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ又前條ノ同じ

第八十一條 傳染病流行の際ハ傳染病の疑ある船舶入港するハ當り醫師其病患を検査し又ハ消滅の方法を陳述することを命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減ず

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第百八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑ヲ處す

若し變造へて行使たる者ハ輕懲役ニ處す

第百八十三條 内國外於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者ハ有期徒刑ニ處す

若し變造して行使したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處す

第百八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くハ變造して行使たる者ハ内國の區別に従ひ前二條の例ニ照して處斷す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役ニ處す

若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第百八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者ハ

各本條に照し一等を減じ未だ成らざる者ハ二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者ハ各々三等を減す

第百八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職工ハ前數條に記載したる犯人の受くべき刑に照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者ハ職工の刑に照し一等又ハ二等を減す

第百八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知りて房屋を給與したる者ハ偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第百八十九條 偽造變造の貨幣を内國外輸入したる者ハ偽造變造の刑に同じ

第百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を受取し之を行使したる者ハ偽造變造して行使したる者の刑に照し各々二等を減す

其未だ行使せざる者ハ各々三等を減す

第百九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以

下の監視に付す

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入受取したる者未だ行使せざる前よ於て官
よ自首したる時ハ本刑よ免し六月以上三年以下の監視よ付す

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前よ於て自首したる時ハ本
刑を免す

第九十三條 貨幣と受取するの後よ於て偽造又ハ變造なることを知り之を行使し
たる者ハ其價額二倍の罰金に處す但し其罰金ハ二圓以下よ降ることを得ず

第二節 官印と偽造する罪

第九十四條 御璽 國璽を偽造し又ハ其偽璽と使用したる者ハ無期徒刑よ處す
第九十五條 各官署の印を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ重懲役よ處す
第九十六條 產物 商品等よ押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用し
たる者ハ輕懲役よ處す

以上三年以下の重禁錮よ處す
書 籍什物等よ押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ一年

第九十七條 御璽 國璽官印記號印章の影贖を盜用したる者ハ前數條よ記載し
たる偽造の刑よ照し各々一等を減す
若し監守者自ら犯したる時ハ偽造の刑よ同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又ハ其
情と知て之を使用したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以
下の罰金を附加す

第九十九條 既よ貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用したる者ハ三
圓以上二十圓以下の罰金よ處す

第二百條 此節よ記載したる輕罪と犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例よ
照して處斷す

第二百一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に附す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書と偽造し又ハ増減變換したる者の無期徒刑に處す其詔書を毀棄したる者亦同じ

第二百三條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處す其官の文書を毀棄したる者亦同じ

第二百四條 公債証書地券其他官吏の公証したる文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

若し無記名の公債証書を係る時ハ一等を加ふ

第二百五條 官印其管掌に係る文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の前の二條に照し各々一等を加ふ

其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文章を偽造するよ因て官印を偽造し又ハ盜用したる者の偽造官印の各々本條に照し重きよ從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕よ因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し他人の印影を盜用したる者ハ一等を減す

第二百九條 代替手形其他裏書を以て賣買すべき証書若しハ金額と交換すべき約定手形を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

其手形証書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同じ

第二百十條 買賣貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加せ

其餘の私書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節又記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照して處斷す

第二百十二條 此節不記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ附す

第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造し又ハ濫用したる時

ハ偽造官印の各本條ニ照して處斷す

第二百十四條 族籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けた者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者ハ一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かるべき爲め醫師の氏名を用ひ疾病の證書を偽造して行使したる者ハ自己の爲め又他人の爲めとするを分たず一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免るべき爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師ハ前條の例ニ照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變更して行使したる者ハ亦詐偽の刑ニ同じ

第六節 偽証の罪

第二百十八條 刑事不關する証人として裁判所へ呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽証を爲したる時左の例を照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ違警罪の本條に依て處斷す

第二百十九條 偽証の爲め被告人正當の刑を免かれたる時偽証者の刑前條の例を照し各々一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽証を爲したる者ハ左の例を照して處斷す
一 重罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓

以上五十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪に陥らしむる爲め偽証したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽証の爲め被告人刑に處せられたる後於て偽証の罪發覺したる時偽証者を其刑に反座す若し反座の刑前條に記載したる偽証の刑より輕き時ハ前條の例を照して處斷す

其刑期限内に於て偽証の罪發覺したる時ハ現に經過したる日數を照して反坐の刑期を減ずるとを得但し減じて前條偽証の刑より降すとを得ず

第二百二十二條 偽証の爲め被告人死刑に處せられたる時ハ反坐の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前於て發覺したる時ハ二等を減ず

若し被告人を死に陥るの目的を以て偽証を爲したる時は死刑は反坐す其未だ刑を執行せざる前よ於て發覺したる時ハ一等を減す

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關して偽証を爲したる者の一月以上一年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又ハ通事の爲め裁判所ニ呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時の前數條ニ記載したる偽証の例ニ照して處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人ニ囑託して偽証又ハ詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者ハ亦偽証の例ニ同じ

第二百二十六條 此節ニ記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前よ於て自首したる時ハ本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪
第二百二十七條 度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者ハ二年以上五年以

下の重禁錮ニ處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す
但し官の記號印章を偽造し又ハ盗用したる時ハ偽造官印の各本條ニ照し重きよ從ひ處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知り其度量衡を販賣したる者ハ前條の刑ノ一等を減す

第二百二十九條 商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し其度量衡を使用して利を得たる者ハ詐偽取財を以て論ず
第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又ハ變造したる者ハ其囑託したる犯人の刑ニ照し各々一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條 官署不對し文書又ハ言語を以て其屬籍身分姓名年齢職業を詐稱し

る者ハ二圓以上二十圓以下の罰金不處す

第二百三十二條 官職階を詐稱一又ハ官の服飾徽章若クハ内外國の勳章を僭用ひたる者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮不處一ニ圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公撰の投票を偽造する罪

第二百三十三條 公撰の投票を偽造一又ハ其數を増減一たる者ハ一月以上一年以下の輕禁錮に處一ニ圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さ一又ハ賄賂を受けて投票を爲一たる者ハ二月以上二年以下の輕禁錮不處一三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を換査一及び其數を計算する者其投票を偽造一又ハ増減一たる時ハ六月以上三年以下の輕禁錮不處一四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
第二百三十六條 調書を送り投票の結局を報告する者其數を増減一其他詐偽の所爲

ある時ハ一年以上五年以下の輕禁錮不處一五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟不關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入一及び製造一又ハ之を販賣一たる者ハ有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入一及び製造一又ハ之を販賣したる者ハ輕懲役不處す

第二百三十九條 税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者ハ前二條の刑を照して一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者ハ輕懲役不處す
人を引誘して阿片烟を吸食せしめたる者亦同じ

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮不處す

刑法俗解第二編〇健康を害する罪

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又ハ受寄し居る者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料ニ供する淨水を汚穢し因て之を用ふるを能ハざるに至らしめたる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害すべき物品を用ひて氷質と變じ又ハ腐敗せしめたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金と附加す

第二百四十五條 前條の罪ト犯シ因て人を疾病又ハ死に致したる者ハ毆打創傷の各本條ニ照し重きニ從て處斷す

第三節 傳染病豫防規則ニ關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則ニ違背して入港の船舶より上陸し

又ハ物品を陸地ニ運搬したる者ハ一月以上一年以下の輕禁錮ニ處し又ハ二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又ハ人の犯すと知りて制止せざる者ハ前條の刑ニ一等ト加ふる

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則ニ違背して流行地方より他處ニ出たる者ハ十五日以上六月以下の輕禁錮ニ處し又ハ十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第二百四十九條 獸類の傳染病流行の際豫防規則ニ違背して獸類を他處ニ出したる者ハ十一日以上二月以下の輕禁錮ニ處し又ハ五圓以上五十圓以下の罰金ニ處す

第四節 危害品及び健康ニ害すべき物品製造の規則ニ關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ずべき物品の製造所と創設したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處す

若し健康を害すべき物品の製造所を創設したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

す

第二百五十一條 官許と街て前條に記載したる製造所を創設すと雖ども危害を預防し健康を保護する規則に違背したる者の前條の例に照し各々一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人と疾病死傷を致したる時の過失殺傷の各本條に照し重きよ從て處斷す

第五節

健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪

第二百五十三條 人の健康を害すべき品物を飲食物と混和して販賣したる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥と販賣したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十五條 前二條の罪と犯し因て人を疾病又ハ死を致したる者ハ過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六節

私に醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷を致したる時ハ過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又ハ販賣したる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開帳して利を圖り又ハ博徒を招結したる者ハ三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現博奕を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス其情を知テ房屋を給與したる者亦同じ但シ飲食物を嗜する者ハ此限ニあらず

賭博の道具財物其現場ニある者ハ之を没收ス

第二百六十二條 財物を醜集一富籤を以テ利益を僥倖するの業を興行したる者ハ一月以上六月以下の輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處ス

若シ説教又ハ禮拜を妨害したる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金を處ス

第七章 死屍を毀棄シ及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬すべき死屍を毀棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又ハ死屍を見したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

因テ死屍を毀棄したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

刑ニ照して處斷ス

第二百六十六條 此章ニ記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の刑ニ照して處斷ス

第八章 商業及ハ農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力を以テ穀類其他衆人の需用ニ欠くべからざる食用物の賣買ニ妨害したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

前項ニ記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者ハ一等を減ズ

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以テ糶賣又入札を妨害したる者ハ十五日以上三月

刑法俗解第二編〇死屍を毀棄シ及墳墓を發掘する罪〇商業及農工の業を妨害する罪

以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又ハ威力を以て農工の業を妨害したる者ハ亦前條ノ同ト

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又ハ農工業の景況を變せしむる爲め雇

主及び他の雇人ト對し偽計威力を以て妨害を爲したる者ハ一月以上六月以下の重

禁錮ト處し三圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減じ又ハ農工業の景況を變ずる爲め雇人及び他の

雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者ハ亦前條ノ同ト

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せし

めたる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌ト係る法律規則ト公布施行せず又ハ他の官吏の公布施

行を妨害する者ハ二月以上六月以下の輕禁錮ト處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊ト要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を

以て鎮撫すべき時ハ當り其處分ト爲さざる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ト處し

二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則ト違背して商業ト爲したる者ハ二十圓以上五百圓以下の

罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪

第二百七十六條 官吏擅ラ威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又ハ其爲

すべき權利を妨害したる者ハ十一日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓

以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身体財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢事警察官吏

其報告を受けて速かき保護の處分を爲さざるものハ十五日以上三月以下の輕禁錮
ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金ヲ附加ス

第二百七十八條 逮捕官吏法律ニ定めたる程式規則を遵守せずして人ヲ逮捕シ又ハ
不正ニ人ヲ監禁シたる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以
下の罰金ヲ附加ス但シ監禁日數十日過ぐる毎ニ一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則ヲ遵守せずして囚人ヲ監禁シ若シクハ囚人ヲ出
獄セシむべきの時ニ到リ之ヲ放免せざるものハ亦前條の例ニ同シ

第二百八十條 前二條ニ記載シたる官吏又ハ護送者囚人に對シ飲食衣服を屏去シ
其他苛刻シ所爲を施シたる者ハ三ヶ月以上三年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十
圓以下の罰金を附加ス

因テ囚人を死傷ニ致シたる時ハ毆打創傷の各本條ニ照シ一等を加へて重き
ニ從テ處斷ス

第二百二十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠たり因テ死傷ニ致シた
るものハ毆打創傷の各々本條ニ照シ一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官檢事及び警察官吏被告人に對シ罪狀ヲ陳述シむる爲メ暴行
ヲ加ヘ又ハ凌虐の所爲あるものハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上
五十圓以下の罰金ヲ附加ス

因テ被告人を死傷ニ致シたる時ハ毆打創傷の各々本條ニ照シ一等を加へ重きに從
つて處斷ス

第二百八十三條 裁判官檢事故なくして刑事の訴へを受理せず又ハ遷延して審理せ
ざる者ハ十五日以上三ヶ月以下の輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加
ス

其民事訴へニ係るもの亦同シ
第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受シ又ハ之を聽カ許シたるものハ一

月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判を爲したる時一等と加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受け又ハ之を聽き許したるものハ二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判と爲したる時一等と加ふ

第二百八十六條 裁判官檢察官官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受け又ハ之を聽き許したる者ハ二月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したるものハ二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此の刑より重きときハ第二百二十一條

第二百廿二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢察官官吏賄賂を收め受け聽き許さずと雖ども情よ從

以又ハ怨を挾み被告人と曲庇陷害したる者ハ亦前條の例に同じ

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂既又收め受けたる者ハ之を沒收し費用したるものハ其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自から監守する所の金穀物件を竊取りたる者ハ輕懲役に處す
因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五條の例に照して處斷す

第二百九十條 租稅其外諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したるものハ二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
第二百九十一條 此の節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處せざるものハ六月以上二

年以下の監視に附す

第三編 身体財産に對する重罪輕罪

第一章 身体に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫じめ謀りて人を殺したる者の謀殺の罪と爲し死刑不處す

第二百九十三條 毒物を使用して人を殺したる者の謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意と以て人を殺したるもの故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 肢解折割其他慘刻の所爲と以て人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すは便利なるため又己に犯して其罪を免ぐる爲め人を故殺したるもの死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意は出て詐稱誘導して危害を陷し死に致したるもの故殺を以て論じ其豫じめ謀る者の謀殺を以て論ず

第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤まりて他人を殺したるもの仍は謀殺を以て論ず

第二節 殴打創傷の罪

第二百九十九條 人を殴打創傷け因て死に致したる者の重懲役に處す

第三百條 人と殴打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾にし又兩肢を折り及び舌を斷り陰陽を毀敗し若くは知覺精神を喪失しめ篤疾を致したるもの輕懲役に處す

其一目と瞎し一耳と聾し又ハ一肢を折り其他身體を殘廢し癩疾を致したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一條 人を殴打創傷し二十日以上の時病に罹り又ハ職業を營むと能はざるに至らしめたる者の一年以上二年以下の重禁錮に處す

刑法俗解第三編〇身体に對する罪

其疾病休業の時間二十日に至らざる者ハ一ヶ月以上一年以下の重禁錮ニ處ス
疾病休業に至らずと雖ども身體創傷を爲したる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處ス

第三百二條 豫じめ謀つて人と毆打創傷し休業重篤疾又ハ死ニ致したる者ハ前數條ノ記載したる刑ニ照一各々一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すニ便利なる爲め又ハ己ニ犯して其罪ト免がる、爲め人を毆打創傷したるものハ亦前條の例ニ同ト

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷けたる者ハ仍ハ毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共々人を毆打創傷たる者ハ現に手を下し傷を爲すの輕重に従つて各自ノ其刑を科す若一共毆て傷を爲すの輕重ト知ると能ハざるときハ其重傷の刑に照され一等を減ず但一教唆者ハ減等の限りニあらず

第三百六條 二人以上共に人を毆打たるに當り自ら人を傷かせずと雖も幫助して傷

ト成さしめたる者ハ現ニ傷ト成したる者ノ刑ニ一等を減ず

第三百七條 健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者ハ豫め謀て毆打創傷するの例ニ照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意ニ非ずと雖ども詐稱誘導して危害ヲ陷いれ因て疾病死傷ニ致したる者ハ毆打創傷を以て論ず

第三節 殺傷ニ關する宥恕及ビ不諭罪
第三百九條 自己の身體ニ暴行を受くるニ因り直ちニ怒を發し暴行人を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但不正の所爲ニ因り自ら暴行を招きたるものハ此限ニあらず

第三百十條 毆打して互ニ創傷し其手ト下すの前後ト知ると能ハざるときハ各々其罪を宥恕すると得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所ニ於て直ちニ姦夫又ハ姦婦を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但一本夫先ニ姦通を縱容したる者ハ此限ニあらず

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅へ入り若くは門戸墻壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者の其罪を宥恕す

第三百十三條 前數各に記載したる宥恕すべき罪ハ各々本刑に照し二等又ハ三等と減ず

第三百十四條 身体生命を正當に防衛し己むことを得ざるも出て暴行人と殺傷したる者の自己の爲よし他人の爲よするを分たず其罪を論せず但不正の所爲も因り自ら暴行と招きたる者の此限もあらず

第三百十五條 左の諸件も於て己むこと得ざるも出で人を殺傷したる者の其罪を論せず

- 一 財産も對し放火其他暴行と爲す者を防止するも出たる時
- 二 盜犯を防止し又ハ盜賊と取還するも出たる時
- 三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸墻壁と踰越損壞する者を防

止するに出たる時

第三百十六條 身体財産を防衛するに出ると雖ども己むこと得ざるも非ずして害を暴行人も加へ又ハ危害己も去りたる後も於て勢も乘じ仍は害を暴行人も加へたる者の不論罪の限りにあらず但ハ情狀も因り第三百十三條の例も照して其罪を宥恕するを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習と遵守せず過失も因て人を死も致したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金も處す

第三百十八條 過失も因て人と創傷し癱篤疾も致したる者の十圓以上百圓以下の罰金も處す

第三百十九條 過失も因て人を創傷し疾病休業も至らしめたる者の二圓以上五十圓以下の罰金も處す

第五節 自殺に關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託と受けて自殺人の爲め手を下したる者ハ六月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其
他自殺の補助を爲したる者ハ一等を減す

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者ハ重懲役に處す

第六節 擅入人と逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅入人を逮捕し又ハ我家に監禁したる者ハ十一日以上二月以下
の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過る毎よ
一等を加ふ

第三百二十三條 擅入人を監禁制縛して殴打拷責し又ハ飲食衣服を屏去し其他苛
刻の所爲を施したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の
罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者ハ殴打創傷の各々
本條に照し重きよ從て處罰す

第三百二十五條 擅入人を監禁し水火震災の際其監禁を解くことを怠り因て死傷に
致したる者ハ亦前條の例に同じ

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又ハ人の住居したる家屋に放火せんと脅迫し
たる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
殴打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又ハ財産に放火し及び毀壞劫掠せんと脅迫し
たる者ハ十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を持って前條の罪を犯したる者ハ各々一等を加ふ

第三百二十八條 親屬に害を加ふべき事を以て脅迫したる者ハ亦前二條の例に同じ

第三百二十九條 此節に記載したる罪に脅迫を受けたる者又ハ其親屬の告訴を待て

其罪を論ず

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懐胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者ハ亦前條ノ同じ因テ婦女を死ニ致したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第三百三十二條 醫師 穩 漢又ハ藥商前條の罪を犯したる者ハ各々一等を加ふ

第三百三十三條 懐胎の婦女を威迫し又ハ誑騙して墮胎せしめたるものハ一年以上四年以下の重禁錮ニ處す

第三百三十四條 懐胎の婦女あるを知テ毆打其他暴行ト加ヘ因テ墮胎ニ至らしめたる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處す其墮胎せしむるの意ニ出たる者ハ輕懲役ニ處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因テ婦女を癡篤疾又ハ死ニ致したる者ハ毆打創傷の名々本條ノ照シ重きニ從テ處斷す

第九節 幼者又ハ老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳ニ滿ざる幼者を遺棄たる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處す

自ら生活すると能ハざる老疾病者を遺棄たる者亦同じ

第三百三十七條 八歳ニ滿ざる幼者又ハ老疾者を寮間無人の地ニ遺棄たる者ハ四月以上四年以下の重禁錮ニ處す

第三百三十八條 給料を得テ人の寄託を受テ保養すべき者前二條の罪ト犯したる時ハ各々一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因テ癡疾に致したる者ハ輕懲役に處シ篤疾ニ致したる者ハ重懲役に處シ死ニ致したる者ハ有期徒刑ニ處す

第三百四十條 自己の所有地又ハ看守すべき地内ニ遺棄せられたる幼者老疾者あると知て之を扶助せず又ハ官署に申告せざる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處す

若シ疾病ニ罹リ昏倒る者あると知て扶助せず又ハ申告せざる者亦同じ

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳ニ滿ざる幼者を略取し又ハ誘拐して自から藏匿し若クハ他人ニ交付したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に滿ざる幼者を略取して自から藏匿し若クハ他人ニ交付したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自から藏匿し若クハ他人ニ交付したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮ニ處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なるのと知て自己の家屬僕婢と爲し又ハ其他の名稱を以て之を收受したる者ハ前二條の例ニ照し各々一等を減す

第三百四十四條 前數條ニ記載したる罪ハ被害者又ハ親屬の告訴を待て其罪を論ず但シ略取誘拐せられたる幼者式ニ從て婚姻を爲したる時ハ告訴の効を失す

第三百四十五條 二十歳ニ滿ざる幼者と略取誘拐して外國人ニ交付したる者ハ輕懲役ニ處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳ニ滿ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又ハ十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲しする者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳ニ滿ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處し四十圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女と強姦したる者の輕懲役處す藥酒等を用ひ人を昏睡しめ又ハ精神を錯乱せしめて姦淫したる者ハ強姦を以て論す

第三百四十九條 十二歳又滿ざる幼女を姦淫したる者ハ輕懲役處す若し強姦したる者ハ重懲役處す

第三百五十條 前數條又記載したる罪ハ被害者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第三百五十一條 前數條又記載したる罪を犯し因て人を死傷し致したる者ハ毆打創傷の各々本條に照し重きヨ從て處斷す但し強姦ハ因て癩篤疾し致したる者ハ有期徒刑處し死し致したる者ハ無期徒刑處す

第三百五十二條 十六歳又滿ざる男女ハ淫行と勸誘て媒合したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮處す其相姦

する者亦同じ

此條の罪ハ本夫の告訴を待て其罪を論ず但し本夫先に姦通を縱容したる者ハ告訴の効なし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時ハ六月以上二年以下の重禁錮處し一圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告しふる者ハ第二百二十條又記載したる偽証の例ヨ照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖ども被告人の推問を始めざる前又於て誣告者自首したる時ハ本刑を免す

第三百五十七條 誣告ヨ因て被告人刑ヲ處せられたる時ハ第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例ヨ照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者ハ事實の有無を問はず左の例ニ照して處斷す

- 一 公然の演説を以て人を誹毀したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
- 二 書類畫圖を公布し又ハ雜劇偶像を作為して人を誹毀したる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者ハ誣罔ニ出たるヲ非ざれば前條の例ニ照して處斷するを得ず

第三百六十條 醫師藥商 穩婆又ハ代言人辨護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業ニ於て委託ト受けたる事ニ因リ知得たる陰私を漏告したる者ハ誹毀を以て論じ十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但し裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者ハ此限ニ拘らず

第三百六十一條 此節ニ記載したる誹毀の罪ハ被害者又ハ死者の親屬の告訴を待て其罪を論ず

第十三節 祖父母又ハ對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父母又ハ對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪ハ凡人の刑ニ照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母又ハ對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者ハ各本條に記載したる凡人の刑ニ照して二等と加ふ但し癡疾に致したる者ハ有期徒刑に處し篤疾ニ致したる者ハ無期徒刑ニ處し死ニ致したる者ハ死刑に處す

第三百六十四條 子孫其祖父母又ハ對し衣食を供給せず其他必用なる奉養を欠きたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮ニ處し二十圓以上三十圓以下の罰金を附加す因て疾病又ハ死に致したる者ハ亦前條の例ニ同じ

第三百六十五條 祖父母父母に對したる殺傷の罪ハ特別の宥恕及び不論罪の例を用ふることを得ず但し其犯す時知らざる者ハ此限りをわらず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を竊取し者ハ竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者ハ六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸塙壁を別越損壞し若くハ鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者ハ亦前條に同じ

第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者ハ各一等と加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居に入る竊盜を犯したる者ハ輕懲役に處す

役處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又ハ官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取たる者ハ竊盜を以て論ず

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者ハ一年以上以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹林礦物其他の産物を竊取し又ハ川澤池沼湖海に於て人の生養し若くハ營業に關する産物を竊取したる者ハ亦前條に同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下

刑法俗解第二編 ○財産に對する罪

下の監視に付す

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者又ハ同居の兄弟姉妹互ニ其財物を窃取したる者ハ窃盗を以て論ずるの限りにあらず若シ他人共に犯して財物を分ちたる者ハ窃盗を以て論ず

第二節 強盗の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又ハ暴行を加へて財物を強取したる者強盗の罪と爲し輕懲役ニ處す

第三百七十九條 強盗左ニ記載したる情狀ある者ハ一個毎ハ一等を加ふ

- 一 二人以上共に犯したる時
- 二 兇器を携帯へて犯したる時

第三百八十條 強盗人を傷けたる者ハ無期徒刑に處し死に致したる者ハ死刑ニ處す
第三百八十一條 強盗婦女を強姦したる者ハ無期徒刑ニ處す

第三百八十二條 窃盗財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者ハ強盗を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷さしめ其財物を盗取したる者ハ強盗を以て論じ輕懲役ニ處す

第三百八十四條 此節ニ記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ付す

第三節 遺失物埋藏物ニ關する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隱匿し所有主ニ還付せず又ハ官署に申告せざる者ハ十一月以上三月以下の重禁錮に處す又ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處す

第三百八十六條 他人の所有地面ニ於て埋藏の物品を掘得て隱匿したる者ハ亦前條ニ全じ

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時其罪を論ぜず

第四節 家資分散に關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處す

情を知て虚偽の契約を承諾し若クハ其媒介を爲したるものハ一等を減す

第三百八十九條 家資分散の際牒簿の類を藏匿毀棄し若クハ分散決定の後債主中の一人又ハ數人其負債を私債して他の債主を害しうる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ證書類を騙取したる者ハ詐欺取財の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ偽造の各本條に照し重きに從つて處斷す

第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したるに乘じて其財物若クハ證書類を授與せしめたる者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十二條 物件を販賣し又ハ交換するに當り其物質を變じ若クハ分量を偽て人に交付したる者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十三條 他人の財産不動産を冒認して販賣交換し又ハ抵當典物と爲したる者ハ詐欺取財を以て論ず

自己の不動産と雖ども己ハ抵當典物と爲したるを欺隠して他人に賣與し又ハ重ねて抵當典物と爲したる者亦同じ

第三百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視に處す

付す

第三百九十五条 受寄の財物借用物又ハ典物其他委託を受けたる金額物件を費消したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處シ若シ騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十六条 自己の所有ニ係ると雖も官署より差押へたる物件ニ藏匿脱漏したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處す但シ家資分散の際此罪を犯したる者ハ第三百八十八條の例ニ照して處斷す

第三百九十七条 此節に記載したる罪ヲ犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ニ照し處斷す

第三百九十八条 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條ニ掲げたる親屬ニ係る時ハ其罪を論せず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九条 強窃盜の贓物なるを知て之ヲ受け又ハ寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪ヲ犯したる者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪ニ關したる物件なるを知て之を受け又ハ寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ十一日以上一年以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者ハ死刑ニ處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家居其他の建造物を燒燬したる者ハ無期徒刑ニ處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者ハ重懲役

に處す

第四百五條 火を放て人を乗載たる船舶瀛車を燒燬したる者ハ死刑ニ處す
其人を乗載ざる船舶瀛車ニ係る時ハ重懲役ニ處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又ハ露積したる柴草竹木其他の物件ト
燒燬したる者ハ輕懲役ニ處す

第四百七條 火を放て自己の家屋ト燒燬したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ニ附す
第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金
ニ處す

第四百十條 火藥其他激發すべき物品又ハ煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財
産を毀壞したる者ハ其故意ニ出ると過失とを分ち放火失火の例ニ照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居ニ及ぶる家屋を漂失した
る者ハ無期徒刑ニ處す

若し人の住居せざる家屋其他建造物の漂失したる者ハ重懲役に處す
第四百十二條 堤防ト決潰し水閘を毀壞して田圃坑牧礦場等ト荒廢したる者ハ輕懲
役に處す

第四百十三條 他人の便益を損じ又ハ自己の便益ト圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀
壞し其他水利を妨害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓
以下の罰金を附す

第四百十四條 過失ニ因て水害を起したる者ハ失火の例ニ照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪
第四百十五條 衝突其他の所爲を以て故さらし人を乗載したる船舶を覆没したる者

ハ死刑ニ處ス但し船中死亡ナリ時ハ無期徒刑ニ處ス

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者ハ輕懲役ニ處ス

第十節 家屋物品と毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮ニ處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

因て人を死傷ニ致したる者ハ毆打創傷の各本條ニ照し重さニ從て處斷ス

第四百十八條 人の家屋ニ屬する塙壁及び園池の裝飾又ハ田圃の樊圍牧場の柵欄を毀壞したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處ス

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮ニ處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處ス

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金ニ附加ス

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮ニ處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處ス

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第四百二十三條 前條ニ記載したる以外の家畜を殺したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處ス但し被害者の告訴を待て其罪を論ズ

第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下の科料ニ處ス

- 一 規則を遵守ラズシテ火藥其他破裂スベキ物品を市街に運搬シたる者
- 二 規則ト遵守ラズシテ火藥其他破裂スベキの物品又ハ自から火を發スベキ物品を貯藏ホサタル者
- 三 官許を得ズシテ烟火を製造ヘ又ハ販賣シたる者
- 四 人家稠密場所に於テ濫りに烟火其他火器を玩ビタル者
- 五 蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理一及び掃除する規則に違背シたる者
- 六 官署の催促を受けて崩壊さんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者
- 七 官許を得ズシテ死屍を解剖シたる者
- 八 自己の所有地内に死屍あるとを知テ官署に申告せず又ハ他所ニ移シたる者

- 九 人を毆打シテ創傷疾病ニ至ラシメざる者
- 十 密ニ賣淫を爲シ又ハ其媒合容止を爲シたる者
- 十一 人の住居せざる家屋内ニ潜伏タル者
- 十二 定リたる住居なく平常營生の産業なくして諸方ニ徘徊スル者
- 十三 官許の墓地外に於テ私ニ埋葬シたる者
- 十四 違警罪の犯人を曲庇する爲メ偽證シたる者但シ被告者偽證の爲メ刑を免ガレタル時ハ第二百十九條の例ニ從フ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下の科料ニ處ス

- 一 人家の近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リテ火を焚ク者
- 二 水火其他の變に際シ官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀シテ之を肯ザル者
- 三 不熟の菓物又ハ腐敗レタル飲食物を販賣シたる者

- 四 健康を保護する爲め設け其他規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背したるもの
 - 五 人の通行すべき場所にある危険き井溝其他 凹所ニ蓋又ハ防圍を爲さざる者
 - 六 路上ニ於て犬其他の獸類を嘯し又ハ驚逸せしめたる者
 - 七 發狂人の看守を怠り路上ニ徘徊せしめたる者
 - 八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠たり路上ニ放ちたる者
 - 九 變死人の檢視を受けずして埋葬したる者
 - 十 墓碑及び路上の神佛と毀損し又ハ汚瀆したる者
 - 十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者
 - 十二 公然人を罵詈嘲弄したる者但し訴へを待て其罪を論ず
- 第四百二十七條 左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留ニ處し又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の科料ニ處す
- 一 濫り車馬を疾驅せて行人の妨害を爲したる者

刑法俗解第四編○違警罪

- 二 制止を肯ずして人の群集たる場所ニ車馬を率きたる者
- 三 夜中無提燈よて車馬を疾驅する者
- 四 木石等を道路ニ堆積て防圍と設けず又ハ標識の點燈を怠りたる者
- 五 瓦礫を道路家屋圍圍ニ投擲みたる者
- 六 禽獸の死屍を道路ニ棄擲さ又取り除けざる者
- 七 汚穢物を道路家屋圍圍ニ投擲たる者
- 八 警察の規則ニ違背て工商の業を爲したる者
- 九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きニ應せざる者
- 十 死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
- 十一 流言浮説を爲して人と誑感いたる者
- 十二 妄り凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人を惑はして利と圖る者
- 十三 私有地外へ濫り家屋牆壁を設け又ハ軒檻を出したる者

- 十四 官許を得ずして路傍又ハ河岸ヨ床店等を開きたる者
- 十五 路上の植木市街の常燈及び廁場等を毀損したる者
- 十六 道路橋梁其他の場所ハ榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留に處し又ハ十錢以上一圓以下の科料に處す

- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上ハ販賣したる者
- 二 渡船橋梁其他の場所ハ於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨けたる者
- 三 渡船橋梁其他通行錢と拂ふべき場所ハ於て其定價を出さずして通行したる者
- 四 路上に於て賭博ノ類する商業を爲したる者
- 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則ハ違背したる者

- 六 溝渠下水と毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水と浚はざる者
- 七 制止を肯うずして路傍ノ食物其他の商品ヲ羅列したる者
- 八 官許を得ずして獸類と官有地ハ放ち又ハ牧畜したる者
- 九 身體ノ刺文を爲し及び之を業とする者
- 十 他人の繫きたる牛馬其他の獸類を解放したる者
- 十一 他人の繫きたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料不處す

- 一 橋梁又ハ堤防の害と爲るべき場所ハ舟筏を繫きたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路ハ横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者

- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯らずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繋ぐと忽がせにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所を濫り出入したる者
- 十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯かざる者
- 十二 酩酊して路上に喧嘩し又ハ醉臥したる者
- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の墻壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其外報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を折採したる者

- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路なき他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者
- 第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜より定むる處の違警罪を犯したる者ハ其罰則に従て處斷す

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死犯ハ其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び獄司刑場ヨリ立會ヒ獄司ヨリ囚人に死刑を執行すべし其執行を告示したる後獄丁をして之ヲ執行せしむ但シ其時限ハ午前十時前トす

第二條 死刑を行ふ時の刑場の警戒を厳シ執行ハ關するもの、刑場外に入ることを許さず但シ立會官吏の許可を得たる者ハ此限りヨラらず

第三條 死刑の執行畢りたる時の書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局ヨリ納むべし

第四條 左ヨ記載したる日ハ死刑を行ふことを禁ず

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

刑法附則俗解 ○主刑執行

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎を申し立つる者ハ醫師及び穩婆として之を検査せしめ果して懐胎なるときハ檢察官より司法卿の上申げて其執行を停め産后一百日を経て更ニ司法卿の命令と受テ執行すべし

第六條 死刑の遺骸ハ一定の場所に埋む若し親屬故舊請ふ者あるときはハ獄司之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告と受けたるもの執行に至るまで何時にても獄司の許可を得て其親屬故舊ヲ接見するを得

第八條 死刑を執行したる時ハ犯人の屬籍氏名年齢職行住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所ハ榜示公告すべし
刑を宣告したる裁判所の門前
犯罪の地
犯人住居の地

犯罪の地
犯人住居の地

第九條 徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の獄司より内務卿ハ上申其命令を待て發船の地ハ護送すべし

第十條 徒刑の囚ハ島地よ於て便宜ニ從ヒ獄外の役ニ服せしむるを得

第十一條 流刑の囚 幽閉中獄内ハ於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ獄司之を許すべし

第十二條 流刑の囚 幽閉を免るべき者ある時ハ獄司より内務司法兩卿ハ上申其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚 假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚 幽閉を免せられたるもの家屬と招き同居すると請ふ時ハ之を許すとを得但し其路費ハ自ラ之を辨ずべし

第十四條 流刑の囚 幽閉を免し地を限り住居せしむる者ハ監獄近傍の地と限獄司の監督と受けしむ若し己むとを得ざる事故ある時ハ獄司ハ請ふて限外ハ出ると

を得

第十五條 流刑の囚 幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時ハ本刑期限内と雖ども島地ニ於て直ちニ其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜に従ひ獄外の役ニ服せしむると得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚 刑内ニ於て自から工業を爲さんとを請ふ者ハ獄司之を許すべし

第十八條

服期限内更ニ罪を犯し再び定役ニ服する者 後犯の刑期百日以内ニ工

錢ヲ給與す

第十九條 囚人ニ給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法ハ監獄の規則に従ふ

第二十條

罰金科料の宣告を受け未だ納完ざる前ニ於て犯人身死するるときハ之を徴収す附加の罰金ニ於て亦同じ

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍ハ將來を檢束る爲め警察官吏として犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條

監視ニ付すべき者ハ豫じめ其住所を定めしめ主刑の終りたる時獄司より犯人を其住居の地の警察所ニ護送し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又ハ主刑と免し止た監視に付する者ハ其裁判所の檢察官より警察署ニ護送るべし

第二十三條

犯人を警察署ニ護送する時ハ其監視の起算滿期を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條

犯人の住居遠地ニ在て一日程を過ぐる者ハ獄司若くハ檢察官より先づ最近の警察署ニ護送し其警察署より住居の地の警察署ニ送致すべし

第二十五條

警察署より犯人を住居の地の警察署ニ送致する時ハ其里程を計り日數

と限定して旅券を附與し犯人到着の日直之を其地の警察署に差出さしむ但し途中事故ありて淹滞したる時第三十一條の例に従ふべし

犯人を送致する時第二十三條に記載したる書類を其地の警察署へ送附すべし

第二十六條 犯人住居の地の警察所は於てハ監視の期間遵守すべき条件と讀み聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視を付せられたる者ハ其期間左の條件を遵守すべし

- 一 毎月二度所轄の警察所へ至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又ハ己を得ざる事故ありて警察所に到ると能はざる時ハ其事由を届け出づべし
- 二 酒宴遊興の席を會し又ハ群集の場所を參會することを許さず
- 三 事故ありて其住居を轉移せんとする時ハ警察所へ申請し許可を受くべし
- 四 擅ま、ハ他の地方へ旅行すると許さず若し己むとを得ざる事故あると云ハ

其事由を警察所へ具申けて許可を受くべし

第二十八條 監視の期間ハ警察官吏時宜に因り其家宅に臨み拘束するにあらざれば

第二十九條 警察所へ於て住居を轉すことを許可したる時ハ其事由を轉住の地の警察所へ通知せ第二十三條に記載したる書類を遞送すべし

第三十條 他の地方に旅行すると許可したる時ハ其里程を計り先方の地へ滞留する時日と算へ往復日数を限り定めて旅券を付與すべし

第三十一條 旅行中天然又ハ疾病等ハ因り臨時淹滞したる時ハ事由を其地の警察所へ具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券を添へ警察署へ差出すべし

第三十二條 監視を付する者住居なく及び引取人なき時ハ其期限満了後留置場を工業を爲さしめ又ハ使役を供す住居遠地をありて歸省する資力なき者も亦同じ

第三十三條 懲治場に留置したる者限 内引取人を得又ハ住居の地は歸省する資力を得たる時其地は送致して殘期の監視を執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共に監視に付すべき時又ハ監視の期限間再び罪を犯し更ハ監視を付すべき時ハ並ハ主刑滿限の後前後の期限を通算をして監視を執行べし

第三十五條 罰金を禁錮に換へたる者監視に付すべき時其禁錮の日數を監視の期限に算入るべし

第三十六條 監視に付せられたる者其規則を謹守り改悛の狀ある時ハ警察官より其事實の上申し内務司法兩卿の命を受けて假ハ監視を免すとを得

第三十七條 假ハ監視を免されたる其住居を轉移する時ハ第二十七條第三及び第二十九條の例に従ふべし

第三章 假出獄及び特別監視

第三十八條 假出獄を免すべき者ある時ハ獄司より其犯人の行狀及び刑名入獄の年月を記載し仮ハ出獄を許されんことを内務司法兩卿の上申して許可を受くべし

第三十九條 仮出獄を許したる時ハ獄司より其證人票と犯し下付すべし

第四十條 假出獄證票は左の條件を記載すべし

- 一 本人の族籍氏名年齢住所罪名刑名及び所刑の年月日
- 二 殘期何年何月何日間假出獄を許す事
- 三 假出獄中の特別監視を付すべき事
- 四 假出獄中更ハ重輕罪を犯したる時ハ直ちハ出獄を止停め出獄中の日數を刑期に算へ入れざる事

第四十一條 重罪の刑に附せられたる者假出獄中自ら財産を治め若しくは職業を營まんとする時ハ警察所より申請し許可を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者の豫けじめ其住所を定めしめ出獄の日獄司より其

證票の謄本を添へ犯人を其住居の地の警察所へ護送り特別監視を執行ひせしむべし

第四十三條 特別監視を付する者ハ第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條の例を適用す

第四十四條 特別監視を付せられたる者ハ其期限間左の條件を遵守べし

- 一 毎週間一度所轄の警察署より到り其謹慎あることを表ハ一監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又ハ己むとを得ざる事故ありて警察所より到ると能ハざる時ハ其事由を届け出づべし
- 二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會すると許さず
- 三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察所より申請ひ許可を受くべし但し他の府縣へ轉移することを許さず
- 四 往復一日程と過ぐる地は旅行すると許さず

第四十五條 特別監視の期限間ハ警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢するとあるべし

第四十六條 仮出獄を許されたる者刑期満限の日に至れば仮出獄證票を警察所へ還納め警察所より證票を出したる獄司は遞送すべし
主刑満限の後監視を付すべき犯人ある時ハ警察所より於て第二節の例に従て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時ハ第三十二條の例に従て懲治場へ留置くべし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判を付さ呼び出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯人に給與すべし
日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢

旅費一里十錢

止宿料一宿二十五錢

住居三里以外の地ニ在る者の往復旅費を給し及び呼出の地ニ滞在中ハ日當並止宿料を給す其三里未滿の地に在る者の旅費止宿料を給せず

第五十條 証人の日當旅費及び止宿料ハ本人の請求あるニあらざれば之を給與へず

第五十一條 証人日稼ぎを以て生業とする者治罪法第九十條に従ヒ償金を要求する時の旅費日當の外若十の償金を給するとあるべし

第五十二條 解剖舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類ハ日當の外別よ之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前ニ於テ犯人身死する時の其

相續人より之を徴収す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手ニ在る時ハ則ちハ被害者ヨリ還付すと雖ども若し輾轉りて他人の手ニ在る時ハ被害者の請求ニ因リ還給しむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手ニ在る時公商ヨリ買ひ取りたる物品ハ其公商若くハ被害者ヨリ買取者ヨリ原價を償ハざれば直ぐハ還給しむることを得ず

若し公商ヨリ買はずして買ひ取りたる物品ハ其還給を拒むることを得ず但し其買ひ取る者ハ賣者ニ對シ轉價を求むることを得

第五十六條 贓物を受け又ハ典物として受取りたる者其贓物現在する時ハ還給を拒むることを得ず但し典物として受取りたる者ハ典主ニ對シ轉價を求むることを得

第五十七條 贓物交換して現在する時ハ公商ヨリ由ると否とを區別し第五十五條の例ニ從つて處分すべし

刑法附則俗解○賠償處分

第五十八條 贓物已ニ費用したる時又ハ識別をべからざる時又ハ其所在の知れざる時ハ損害の賠償を請求とを得

第五十九條 人の名譽若しくハ殺傷ノ關したる損害其他罪犯の爲め現ニ生じたる損害ハ其賠償を請求するを得但一失火ハ此限にわらず

第六十條 贓物の還給損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判所ニ請求するを得若し其審判已ニ終りたる後ハ民事裁判所ニあらざれば之を請求するを得ず

第六十一條 刑事裁判所ニ於て贓物の還給損害の賠償を請求する者ハ通常の文書又ハ言語を以て之を爲すとを得其民事裁判所ニ請求する者ハ民事訴訟の程式ニ従ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償ハ本犯死する時ハ其相續人ニ對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざることを被

増補 害者より更ニ民事裁判所へ身代限りの處分を請求するを得

○明治十五年八月第四十二號布告(刑法附則參照)

明治十五年(十二月)第六十七號布告刑法附則第二十二條及四十二條左の通改正一第

二十四條と削除す

第二十二條 監視ニ附すべきものハ豫め其住所と定めしめ主刑の終りたる時典獄より最近の警察所に護送し其警察署より住居の地の警察署に送致し監視を執行せしむ但し主刑の期滿免除を得たるもの又ハ主刑を免し止た監視ニ付するものハ其裁判所の檢察官より護送す可し

第四十二條 假出獄を許す可きものハ豫め其住所と定めしめ出獄の日典獄より其證票の騰本を添へ第二十二條の例ニ依り犯人を護送し特別監視を執行せしむべし

治罪法俗解目錄

○第一編	總則	一丁
○第二編	刑事裁判所の構成及び權限	一〇丁
第一章	通則	全
第二章	違警罪裁判所	一四丁
第三章	輕罪裁判所	一五丁
第四章	控訴裁判所	一八丁
第五章	重罪裁判所	二〇丁
第六章	大審院	二一丁
第七章	高等法院	二二丁
○第三編	犯罪の捜査、起訴及び豫審	二四丁
第一章	捜査	全

治罪法俗解○目錄

第一節	告訴及び告發	二五丁
第二節	現行犯罪	二七丁
第二章	起訴	二九丁
第一節	検査官の起訴	全
第二節	民事原告人の起訴	三〇丁
第三章	豫審	三二丁
第一節	令狀	三三丁
第二節	密室監禁	四一丁
第三節	證據	四二丁
第四節	被告人の訊問及び對質	四三丁
第五節	檢証及び物件差押	四五丁
第六節	證人訊問	四八丁

第七節	鑑定	五五丁
第八節	現行犯の豫審	六一丁
第九節	保釋	全
第十節	豫審終結	六三丁
第四章	豫審上訴	六七丁
○第四編	公判	七六丁
第一章	通則	全
第二章	違警罪公判	九四丁
第三章	輕罪公判	一〇二丁
第四章	重罪公判	一〇八丁
○第五編	大審院の職務	一一九丁
第一章	上告	全

第二章	再審の訴	一二七丁
第三章	裁判管轄を定むるの訴	一三〇丁
第四章	公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴	一三一丁
○第六編	裁判執行復権及び特赦	一三三丁
第一章	裁判執行	全
第二章	復権	一三六丁
第三章	特赦	一三八丁

目録畢

治罪法俗解

第一編 總則

第一條 公けの訴へに犯した罪を證明し刑を適用ゆるを目的とするものにして法律に定たる區別に従ひ檢察官之を行なふ

第二條 私に訴へに犯した罪に因り生じたる損害の賠償の贖物の返還を目的とするものにして民法に従ひ被害者不属す

第三條 公けの訴へに被害者の告訴を待て起るものにあらず又告訴私訴の棄權に因て消滅るものにあらず但し法律に於て特定めたる場合に此限は罪す

第四條 私に訴へに其餘の多寡を寡に拘らず公けの訴へに附帶して刑事裁判所之を爲すとを得但し法律に於て其裁判所に私に訴へを爲すとを許さる場合此限りにあらず

又私に訴へ別に民事裁判所之を爲すとを得

治罪法俗解第一編○總則

第五條 公の訴 私の訴の裁判の管轄裁判所に於て現は施行ふ法律に定めたる訟訴手續きよ從ひ之を爲すべし

第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所と民事裁判所とに於て公訴私訴並び起る時ハ公訴の裁判は先つて私訴の裁判を爲すべからず若し賠償返還の言渡しありたる後刑の言渡しありたる時ハ其の其効なかるべし

第七條 民事裁判所ハ私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるをあらざれば願下を爲し更めて刑事裁判所ハ其訴を爲すとを得ず
刑事裁判所ハ私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更ハ民事裁判所ハ其訴を爲すとを得

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言ひ渡しを受けたりと雖も民法に從がハ被告者より賠償返還を要むるの妨害を爲すことなかるべし

第九條 公の訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す

一 被告人の死去

二 告訴を待て受理すべき事件に付てハ被害者の棄權又ハ私和

三 確定裁判
四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑を廢止

五 大赦

六 期滿免除

第十條 私の訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す

一 被害者の棄權又ハ私和

二 確定裁判

三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し

一 違警罪ハ六ヶ月

二 輕罪の三年

三 重罪の十年

第十二條 私訴期滿免除の期限の被害者無能力なる時又ハ民事裁判所ハ其訴と爲したる時と雖モ公訴期滿免除の期限と同一なりとす

公訴に付き己に刑の言ひ渡ありたる時ハ民法に定めたる期滿免除の例ハ從ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限ハ犯罪の日より起算メ但一繼續犯罪ハ付てハ其最終の日より起算ス

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所ハ於て檢察官若クハ民事原告人より起訴の手續

きを爲し又豫審若クハ公判の手續ありたるハ依リ其期限の経過を中斷メ其未

だ發覺れたる正犯徒犯及び民事擔當人ハ付ても亦同ト

期滿免除の期限の経過を中斷めたる時ハ起訴豫審又ハ公判の手續きを止めたる日

より更ニ其期限を起算ス但し前後の日數を通算へて第十一條又定めたる期限の

より更ニ其期限を起算ス但し前後の日數を通算へて第十一條又定めたる期限の

二倍を超過るべからず

第十五條 起訴豫審又ハ公判の手續其規則ハ背きたるハ因リ無効に属する時ハ期

滿免除の期限の経過を中斷めるの效なるべし但し裁判官の管轄違ひなるハ因リ

其手續の無効に属する時ハ此限りハあらず

第十六條 被告人免訴又ハ無罪の言ひ渡を受けざる場合に於て其訟訴の原由告訴

人告發人又ハ民事原告人の惡意若クハ重き過失ハ出でたる時ハ是等の者ハ對一損

害の償ひを要むることを得

被告人刑の言ひ渡しを受けたりと雖モ告訴人告發人又ハ民事原告人より惡意若

しくハ重き過失に因リ其犯罪ハ付き過實の申立を爲したる時亦同ト

民事原告人豫審又ハ公判の言渡し對一上訴を爲し敗訴ハ爲りたる時ハ被告

人其ハ訴ハ因リ生じたる損害の償ひを要むることを得

要 償 するの訴ハ本案の裁判言渡あるまで何時ても其裁判所ハ之を爲すことを得

第十七條

被告人無罪の言渡しを受けたりと雖も裁判官 檢察官 書記又ハ司法警察官不對し 償と要むるの訴を爲すとを得ず但一是等の官吏被告人一對故意を以て損害を加へ又ハ刑法に定めたる罪を犯したる場合ハ此限りにあらず

第十八條

此法律に於て期限を計算するハ時を以てする者ハ即時より起算め日を以てする者ハ初日を算入せず若し最終の日休暇に當る時ハ期限は算入にすべからず但し期滿免除の期限ハ此限りにあらず

第十九條

此法律に定めたる期限ハ陸路八里毎一日の猶豫を加ふ八里ハ滿ざるものと雖も三里以上ある時亦同じ

第二十條

此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期限ハ經過たるときハ特別の場合を除くの外其權を失ふべし

第二十一條

訴訟關係人ハ裁判所所在地に住せざる時ハ其地に假住所を定め書記局に届け置くべし否らざる時ハ書類の送達ナシと雖も協議を申し立てることを得ず

第二十二條

此法律に於て訴訟關係人ハ書類を送達するに付き別ハ規則あらざる時ハ書記其送達書を作り書記局所属の使丁をして之を送達せしむ

第二十三條

送達書の一通を作り其一通を本人ハ渡すべし本人に渡すとを得ざる時ハ其住所に於て同居の親屬又ハ雇人ハ渡すべし

第二十四條

送達人ハ之を受取る者をして其一通ハ署名捺印し若し署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし

ときハ其地の戸長ハ渡置キ戸長ハ其書類ヲ認印一速カ本六ヨ送達するの處分
を爲すべシ

送達人ハ書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に記載すべシ本條の
規則ハ背きたる時ハ書類送達の効なかるべシ

送達人ハ其一通を書記局ハ還納シ書記局に於てハ送達の証として之を保存すべシ
第二十四條 休暇の日及び日出前日没後ハ書類の送達を爲すべからず此規則ハ背きた
たる時ハ其送達の効なかるべシ但一本人承諾して其送達を受けたるときハ此限
よあらず

第二十五條 官吏の作るべき書類ハ其所屬官署の印を用ゆる年月日及び場所を記載せ
て署名捺印一毎葉ヲ割印すべシ若シ官署の印を用ふること能はざる場合は於て
ハ其事由ヲ記載すべシ此規則ハ背きたる時ハ其書類の効なかるべシ

官吏よあらざるものハ作るべき書類ハ本人自ラ署名捺印すべシ若シ署名捺印
するに能はざる時ハ官吏の面前よ於て作りたる場合を除くの外立會人代署シ其事
由を記載すべシ

第二十六條 官吏其他何人ハ限らず訴訟ニ關する書類の正本又ハ謄本を作るよ付キ
文字を改竄べからず若シ插入削除及び欄外の記入ある時ハ之ヲ認印すべシ文字
を削除する時ハ之ヲ讀み得べき爲メ字體を残シ其數を記載すべシ其規則ハ背きたる
時ハ其變更増減の効なかるべシ

第二十七條 此法律よ於て定めたる豫審又ハ公判よ付ての規則ハ頒布以前ハ係る犯
罪よめ亦之ヲ適用す

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律ハ背かざる時ハ其効ありとす

第二十八條 此法律ハ將來頒布すべき別段の法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定
めたる犯罪よ亦之ヲ適用ゆ但シ其法律ハ抵觸る規則ハ此限よあらず

従前頒布したる別段の法律よ於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪に付てハ

前項の例不在らず

第二十九條 此法律ハ陸海軍に關する法律を以て處分すべき者ニ適用ゆるを得ず

第三十條 此法律ニ於て親屬と稱するハ刑法第百十四條第百十五條の例ニ從ふ

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權ハ民事の裁判權と同一の裁判所ニ屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃ハ司法卿の奏請ニ因リ上裁を以て

之と定む

第三十三條 裁判所ニハ檢察官一名又ハ數名を置く

第三十四條 刑事ニ付テ檢察官の職務左の如し

一 犯罪を捜査す

二 犯罪ニ付取調べの處分及び法律の適用を裁判官ニ請求す

三 裁判所の命令及び言渡一の執行と指揮す

四 裁判所ニ於テ公益を保護す

第三十五條 檢察官一名ハ公廷ニ立會ふべし

第三十六條 裁判所ニハ書記一名又ハ數名を置く

第三十七條 書記ハ豫審及び公判に立會ヒ調書公判始末書其他訴訟ニ關する一切の書類を作るべし

又裁判言渡書其他一切の書類を保存すべし

第三十八條 犯罪の種類ニ因リ裁判管轄を定むると左の如し

一 違警罪ハ違警罪裁判所

二 輕罪ハ輕罪裁判所

三 重罪ハ重罪裁判所

重罪及び輕罪又ハ輕罪及び違警罪ニ付テ同時ニ一同の被告人に對テ一訴ありたる

治罪法俗解第二編〇通則

時ハ附帯の犯罪を犯らざると雖も上等の裁判所併せて之を管轄す

第三十九條 左の場合に於てハ附帯の犯罪なりとす

- 一 同一の場所を於て同時一人又ハ數人よて數罪を犯したる時
- 二 數人通謀せて日時又ハ場所を異よし數罪を犯したる時
- 三 自己又ハ他人の犯罪と容易にする爲め又ハ其罪と免かるゝ爲め他の罪を犯したる時

第四十條 同等の裁判所を於てハ犯罪の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄

なりとす

犯 罪の地分明ならざるときハ被告人逮捕の爲め裁判所を以て其管轄なりとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内を於て同地又ハ繼續て一箇の罪を犯した

る時ハ其中よて被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす

數罪 俱發の場合に於ても亦同一

第四十二條 犯罪の地は非ざる裁判所の管轄地内を於て被告人を逮捕したる時ハ最

近の管轄裁判所に送致るべし

令狀を以て被告人を逮捕したるときハ其令狀を發したる裁判所に送致るべし

第四十三條 數箇の裁判所の管轄なる場合に於て被告人を逮捕すると能はず若しく

ハ法律上逮捕るとを許さるゝ時ハ其中よて最初豫審又ハ公判を着手したる裁判所

を以て其管轄なりとす

第四十四條 從犯ハ正犯を管轄する裁判所を以て其管轄なりとす

數箇の裁判所の管轄に屬する正犯數名ある時ハ其中よて最初豫審又ハ公判を着手

したる裁判所を以て其管轄なりとす

高等法院及び陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特に定めたる場合に本條の例

をわらず

第四十五條 外國にありて犯したる罪日本國の法律に依り處斷すべき者にして内地

よ於て被告人と逮捕へたる時ハ逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす又外國より送致したる時ハ送致の地の裁判所と以て其管轄なりとす

關席裁判を爲すべき場合よ於てハ被告人最終住所の地の裁判所を以て其管轄なりとす其住所不明ならざる時ハ裁判管轄と定めるの訴へを爲すべし

第四十六條 商船内の犯罪よ付ての管轄及び訴訟手續ハ別よ法律を以て之を定む

第四十七條 豫審を爲したる裁判官ハ其公判よ干預すべからず前よ豫審又ハ公判をなしたる裁判官ハ哀訴及び關席裁判よ對する故障を除くの外其上訴の裁判ハ干預すべからず此規則よ背きたる時ハ其言渡一の効なかるべし

第四十八條 裁判所の訴へと受けたる事件よ付自ら其管轄なりや否やを判決するの權あり其判決よ付てハ本案の事件終審あるべき場合と雖ども通常の規則よ從以檢察官其他訴訟關係人より上訴するよを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所ハ違警罪裁判所として其管轄地内よ於て犯したる違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務め其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官ハ毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢事よ差出すべし

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務ハ治安裁判所書記之を行ふ

第五十四條 始審裁判所ハ輕罪裁判所として其管轄地内よ於て犯したる輕罪を裁判す

又重罪及び輕罪の豫審を行ふ

又其管轄地内の滄警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務に裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名ノ

順次滿一年間之を命ず

又滿一年間更ニ其職務を繼續せしむるを得

第五十六條 豫審判事の職務に司法卿より始審裁判所判事一名又ハ數名ノ滿一年間

之を命ず

又滿一年以上其職務を繼續かすべきことを命ずるを得

第五十七條 判事差支へある時ハ其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ判事補ハ豫審

又ハ公判に立會ヒ意見を述るとを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務に始審裁判所檢察官又ハ其指名しうる檢事補之

を行ふ

第五十九條 輕罪裁判所書記の職務に始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署及び府縣長官ハ各々其管轄地内ニ於テ司法警察官として犯

罪を捜査するに付檢事と同一の權を有す但し東京府長官ハ此限ハあらず

左ニ記載したる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編ニ定めたる規則ニ從

ヒ司法警察官として犯罪を捜査すべし

一 警視警部

二 區長郡長

三 治安判事

四 警部の在らざる地の戸長

第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ他の司法警察官檢察官又ハ裁判官よ

リ犯罪取調への爲め其管轄地内ニ於テ證據其他事實參考と爲るべき事物と集取む

べきの囑託を受くることあるべし

第六十二條 検事の二月毎に豫審及び公判の未決已決の事件表を作り控訴裁判所検事長に差出すべし

又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に検事長に差出し且意見ある時之を附記すべし

事件表に裁判所長認印し且意見ある時之を附記すべし

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所は刑事局を置き輕罪裁判所と始審の裁判に對する控訴を裁判す但し其裁判に判事三名以上以て之を爲すべし

第六十四條 刑事局判事の職務に裁判所長より其裁判所判事數名を順次滿一年間之を命ず

又滿一年間更に其職務を繼續しむるを得

第六十五條 刑事局判事差支へある時裁判所長より民事局判事をして其職務を行

ハシヒ

裁判長の何時も裁判長と爲るを得

第六十六條 刑事局檢察官の職務に其裁判所検事長又其指名したる検事之を行ふ

第六十七條 検事長に其裁判所の管轄地内に於て輕罪裁判所検事より屬する司法警察及び起訴の職務を行ひ又其所屬の検事をして之を行ハシむるを得

第六十八條 検事長に三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし

又輕罪裁判所検事より差出したる事件表を同時に司法卿に差出し且意見ある時之を附記すべし

事件表に裁判所長認印し且意見ある時之を附記すべし

第六十九條 刑事局書記の職務ハ其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所ハ其管轄地内ニ於テ犯シテ重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所ハ三月毎之を開ク

若シ事件夥多ある時ハ控訴裁判所長及び検事長より司法卿ニ具申シ其許可を得テ臨時開廳とを得

第七十二條 重罪裁判所ハ控訴裁判所又ハ始審裁判所ニ於テ之を開ク

第七十三條 重罪裁判所ハ左ノ職員ト以テ裁判を爲すべシ

- 一 裁判長一名但シ控訴裁判所長より其裁判所判事中心ニ之を命ず
- 二 陪席判事四名但シ控訴裁判所ニ於テ開ク時ハ裁判所長より其裁判所判事中心ニ之を命ジ始審裁判所ニ於テ開ク時ハ其裁判所長及び先任せ一判事を以テ之ニ充ツ

第七十四條 重罪裁判所檢察官の職務ハ控訴裁判所検事長又ハ其指名したる検事之を行ふ

始審裁判所に於テ開ク時ハ検事長より始審裁判所検事をして其職務を行ハシむるトを得

第七十五條 重罪裁判所書記の職務ハ開廳さすべき裁判所の書記之を行ふ

第七十六條 控訴裁判所検事長の閉廳の後既決事件表を作り司法卿ニ差出すべシ

第六章 大審院

第七十七條 大審院に刑事局を置き左の條件と裁判す

- 一 上告
- 二 再審の訴
- 三 裁判管轄を定めるの訴

四 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 刑事局に於てハ判事五名以上にあらざれば裁判を爲すべからず

第七十九條 刑事局判事の職務ハ司法卿の奏請ニ因リ其院判事ハ之を命ず

判事差支へあるときハ民事局判事授任の順序ニ從ヒ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務ハ其院檢察長又ハ其指名一たる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務ハ其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長ハ三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差

出すべし

事件表ハ其院長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第七章 高等法院

第八十三條 高等法院に於てハ刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す

又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す

前二項に記載したる者の正犯及び從犯ハ身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院ハ司法卿の奏請ニ因リ上裁を以て之を開ク其裁判すべき事件

及び開院べき場所も亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院ハ左の役員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名陪席裁判官六名但し元老院議官大審院判事中心より毎年豫じめ上

裁を以て之を命ず

二 豫備裁判官二名但し前項の式に從ひ之を命ず

第八十六條 豫審判事の職務ハ上裁を以て大審院刑事局判事一名又ハ數名ハ之を

命ず

第八十七條 高等法院檢察官の職務ハ大審院檢事長又ハ司法卿より指名一たる檢事

命ず

これを行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務ハ大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判ヲ對してハ上訴を許さず但し左の條件ニ於てハ其院ニ

上訴するを得

一 闕席裁判ありたる場合ニ於て故障

二 第四百三十六條と同一の場合ニ於て哀訴

三 第四百三十九條と同一の場合ニ於て再審の訴へ

第九十條 被告事件夥多かる時又ハ再審の訴へを裁判すべき時ハ新ニ職員を命ずるとあるべし

第九十一條 高等法院の訴訟手續ハ通常の規則に従ふ

第三編 犯罪の検査起訴及び豫審

第一章 検査

第九十二條 検査官ハ后ニ記載したる告訴告發現行犯其他の原由に因りて犯罪

あることを認め又ハ犯罪ありと思料したる時ハ其證據及び犯人を捜査し第百七

條以下の規則ニ從ひ起訴の手續きを爲すべし

第一節 告訴及び告發

第九十三條 何人ニ限らず重罪輕罪に因り損害を受けたる者ハ犯罪の地若くハ被

告人所在の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官ニ告訴するを得

豫審判事告訴を受けたる時ハ第百十四條以下の規則ニ從ひ其處分を爲すべし

檢事告訴を受けたる時ハ第百七條の規則ニ從ひ其處分を爲すべし

司法警察官告訴を受けたる時ハ速かニ其書類を檢事に送致すべし

違警罪ニ付てハ犯罪の地の違警罪裁判所檢察官又ハ司法警察官ニ告訴することを

得其告訴を受けたる司法警察官ハ之を違警罪裁判所檢察官に移すべし

第九十四條 告訴人ハ成るべく其證據及び事實參考と成るべきことを申立てし

又告訴人ハ第一百十條以下の規則に従ひ民事原告人と爲るとを得

第九十五條 告訴ハ告訴人の罪名印捺したる書面を以て之を爲すべし

又告訴を口述を以て之を爲すことを得其告訴を受けたる官吏ハ調べ書を作り告訴人に之を讀聞かせ共ハ署名捺印すべし若し告訴人署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし

告訴人ハ告訴を受けたるの證書を渡すべし

第九十六條 官吏其職務を行ふに因り重罪輕罪あることを認知り又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ速かに其職務を行ふ地の換事ハ告發すべし告發ハ官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成るべく證據及び事實參考と爲るべき事物を添ふべし違警罪ハ付てハ違警罪裁判所檢察官ハ告發すべし

第九十七條 何人ハ限らず重罪輕罪あることを認知り又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ第九十四條第九十五條の規則に従ひ其所在の地若しくは犯罪の地の豫審判

事檢事又ハ司法警察官に告發せんとを得告發を受けたる官吏ハ第九十三條の規則に従ひ其所分を爲すべし

第九十八條 告訴告發ハ代人ハ委任せて之と爲すことを得但し第九十六條の場合ハ此限らわらず

無能力者の告訴ハ法律未定めたる代人之を爲すも其効ありとす

第九十九條 告訴告發ハ其願下を爲し又ハ其中立を變遷することを得此場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要償の訴と受くることあるべし

第二節 現行犯罪

第一百條 現行犯罪とい現に行ひ又ハ現に行ひ終りたる際ハ發覺れたる罪を謂ふ

- 第一 犯人として一人又ハ數人ハ追呼る、時
- 二 兇器贓物ハ他犯人と思料すべき物件を携帶たるとき

三 家宅内にて犯したる罪を檢證する爲め又ハ其犯人と思料すべき者を逮捕るため戸主より官吏に其處分を求めたる時

第二百二條 司法警察官及び巡査員職務を行ふに當り重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時 令狀又ハ命令を待たずして被告人を逮捕すべし

違警罪の現行犯あることを知りたる時ハ被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所檢察官に告發すべし其氏名住所分明らか又ハ逃亡の恐ある者ハ違警罪裁判所不引致することを得

第二百三條 巡査被告人を逮捕したる時ハ速かよ之を司法警察官に引致るべし其被告人を受け取りたる司法警察官ハ逮捕及び告發不付ての調書を作るべし

第二百四條 司法警察官被告人を逮捕へ又ハ之を受取りたる時ハ假りに被告人の訊問及び檢證處分を爲すべし

第二百五條 何人ハ限らず重罪輕罪の現行犯ある場合ハ於てハ直ちハ被告人を逮捕へ

ることを得

第二百六條 前條の場合に於て被告人を逮捕たる者ハ之を司法警察官に引致るべし若し引致ることを得ざる時ハ自己の氏名職業住所及び其逮捕の事由を陳述して假りよ之を巡査員に引渡すことを得

被告人を巡査に引渡したる時ハ速かよ告訴又ハ告發と爲すべし

被告人又ハ巡査員に逮捕を爲したる者ハ對し其官署に至るとと求むるを得但し逮捕を爲したる者ハ正當の事由あるよらざれば其求めを拒むるを得ず

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

第二百七條 檢察官の起訴 檢察官の起訴 檢察官の起訴 檢察官の起訴 檢察官の起訴

- 一 重罪と思料したる事件に付てハ豫審判事ハ豫審と求むべし
- 二 輕罪と思料したる事件に付てハ其輕重難易を從ひ豫審を求め又ハ直ぐよ

輕罪裁判所に其訴を爲す可し

三 違警罪と思料たる事件に付てハ證據書類及意見書を添へ之を違警罪裁判所檢察官に送致可し

四 被告人の身分犯罪の種類又ハ場所ニ因リ其管轄ニ属せざる者と思料したる事件に付てハ之を管轄裁判所檢察官に送致可し

被告事件罪と爲さず又ハ公訴受理す可からざる者と思料したる時ハ起訴の手續を爲す可からず

第八條 前條の場合ニ於て被告事件公訴ニ係る時ハ檢事より其處分を被害者に通知す可し

第九條 檢事像と求むる時ハ證據及び事實參考と爲る可き事物送致且臨檢す可き場所逮捕す可き人名及ハ原被の證人と爲る可き者と指示す可し

第二節 民事原告人の起訴

第十條 重罪輕罪の被害者公訴ニ附帶して私訴を爲さんとする時ハ告訴と共に之を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事は申立つ可し

豫審判事直ぐハ被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時ハ檢察官の起訴なしと雖ども公訴私訴を併せて受理したる者とす

豫審判事ハ何れの場合ニ於ても直ぐハ被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時ハ其旨を檢事は通知す可し

第十一條 被害者ハ公訴の本案に付テ始審終審の裁判言渡あるまで何時までも私訴と爲し若くハ其要むる所を變更とを得

又私訴の願下を爲したる後更ニ其中立を爲し若くハ其要むる所を變更とを得

第十二條 被害者ハ代人を委任テ私訴と爲し又ハ其願下若くハ棄權を爲すことを得

第三章 豫審

第三百十三條 現行の重罪輕罪を除の外豫審判事の前章に定めたる規則に従ひ檢事又ハ民事原告人の請求あるは非ざれば豫審を取掛ることを得ず此規則に背きたる時の其請求より以前に係る手續の効ある可し

第三百十四條 豫審判事の重罪輕罪に付き直ぐに告訴又ハ告發を受けたる時の召喚状と以て被告人を呼出し之を訊問するを得若し引續き取調を爲す可き者と思料したる時ハ其事件を檢事と送致可し

第三百十五條 豫審判事の告訴告發の事件急速を要する時の直ちに被告人と對し勾引状を發し又ハ訊問したる後勾留状を發することを得此場合ハ於て其速に其旨を檢事に通知し且證據及び事實參考と爲る可き事物を送致する可し若し其通知を爲したるより一日内ハ檢事起訴を爲さざる時の速に被告人を放免す可し但し後日起訴と爲すの妨礙と爲るとなかる可し

第三百十六條 被告人所在の地の豫審判事直ぐに告訴告發を受け又ハ檢事より其送致を受け被告事件急速を要する時の通常の規則に従ひ被告人の訊問又ハ證據處分を爲したる後證據及び事實參考と爲す可き事物を犯罪の地の豫審判事と送致する可し若し禁錮以上の刑に該る可き者と思料したる時ハ勾留状を以て被告人を送致することを

第三百十七條 檢事の豫審中何時よりも豫審判事と請求で訴訟書類を檢閲することを得但二十四時内之を還付す可し又必要なりとする處分を付し臨時其請求を爲すを得

第一節 令状

第三百十八條 豫審判事の檢事又ハ民事原告人の起訴に因り重罪輕罪の事件を受理したる時の被告人に對し先づ召喚状を發す可し但し召喚状は送達と被告人出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

召喚状を因り出廷したる被告人の即時之と訊問を可し又遅くとも出廷の日と過ぐることを得ず

第一百十九條 豫審判事ハ召喚状を受け可き被告人其管轄地内に住せざる時ハ訊問す可き條件を明示して被告人住所の地の豫審判事ヨ其處分を囑託すとを得

第一百二十條 豫審判事ハ召喚状を受けたる被告人其日職ヲ出廷せざる時ハ勾引状を發すると得

第一百二十一條 豫審判事ハ左の場合に於てハ直ちハ勾引状を發するとを得

一 被告人定まりたる住所を知らざる時

二 被告人罪證と湮滅し又ハ逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪を犯し仍ハ其目的を遂げんとするの恐ある時

第一百二十二條 勾引状執行の命を受けたる者ハ其令状を發したる豫審判事に被告人を引致す可し

勾引状を以て引致したる被告人ハ四十八時内に之と訊問す可し若し其時間を経過する時ハ勾留状を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

第一百二十三條 勾引状を發する前被告人既に豫審判事の管轄地外に在る時ハ被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むることを得其求を受多たる豫審判事ハ假に被告人と勾留し速に勾引状を發したる豫審判事に其旨を通知す可し

第一百二十四條 前條の場合に於て勾引状を發したる豫審判事ハ被告人を勾留したる豫審判事ハ訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前より發したる勾引状を以て被告人と送致す可きとを請求す可し

其囑託を受けたる豫審判事ハ被告人を訊問したる後其旨を勾引状を發したる豫審判事に通知し其意見を聽き被告人を放免し又ハ前より發したる勾引状を以て管轄豫審判事ハ送致す可きの言葉を爲す可し

第一百二十五條 豫審判事ハ召喚状又ハ勾引状を受けたる被告人疾病其他正當の事由

ありて令状に應ずる能ハざることを明にしたる時ハ被告人の所在に就て之を訊問
するを得若し被告人其管轄地外に在る時ハ其所在の地の豫審判事又訊問の事
ト囑託す可し

第百二十六條 勾留状ハ被告人逃亡し又ハ第百二十三條の場合と除くの外被告人と
訊問したる後禁錮以上の刑ヲ該る可き者と思料するに非ざれば之を發ると得
ず

第百二十七條 豫審判事ハ勾留状を執行たるより十日を過ぐる時之を收監状又換
へ若くハ第百二十九條の規則に従ひ被告人と責付可し
檢事の被告人を責付することなく更に十日間之を勾留す可きこと豫審判事ハ求むる
を得

第百二十八條 收監状ハ既ニ取掛りたる豫審の手續ト檢事又通知し且其意見ト聽き
たる後非ざれば之と發することを得ず

第百二十九條 收監状ハ左の條件を記載すべし

- 一 被告事件の概略及ハ加重減輕の摸樣ある時ハ其概略
- 二 其罪を罰す可き法律の正條
- 三 檢察官の意見を聽きたること

第百三十條 總て令状にハ被告事件及ハ被告人の氏名職 業住所を記載す可し但
召喚状を除くの外其氏名分明ならざる時ハ容貌體格等を明示す可し

又令状ハ之と發するの年月日時を記載し豫審判事及ハ書記署名捺印す可し
勾引状勾留状收監状ハ巡查として之を執行せしむ

第百三十一條 召喚状ハ第百二十三條の規則に従ひ書記局所属の使丁をして被告人又
ハ其住所よ之を送達せしむ

第百三十二條 勾引状勾留状收監状ハ日本全國に於て之を執行す但し時宜よ因
り正本數通を作り巡查數人に分付するとある可し

前項の令狀を執行するよハ被告人よ正本を示し其謄本を下付す可し此場合よ於てハ第二十三條第二項第四項の規則よ従ふ

第三百三十三條 令狀執行の命ト受けたる巡査ハ被告人其家宅若くハ他人の家宅よ潛匿たりと思料したる時ハ其地の戸長又其差支ゐる時ハ隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

巡査ハ被告人ト發見したると否とよ拘へらず搜索調書を作り立會人と共ニ署名捺印す可し

家宅搜索ハ日出前日没後之を爲すとを得ず

第三百三十四條 豫審判事ハ被告人他の管轄地内に潜匿したるを知り又ハ潜匿したりと思料したる場合よ於て被告人事件急速を要する時ハ巡査よ令狀を帶行せしむると得

巡査ハ被告人所在の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官よ令狀を示して即時よ執行

を求む可し

第三百三十五條 豫審判事ハ被告人所在の地を覺知と能はざる時ハ各控訴裁判所檢事長に被告人の人相書を送致し搜索及び逮捕を爲す可きことを請求するを得
請求を受ける檢事長ハ其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

第三百三十六條 陸海軍在營の軍人軍属に對し令狀を發したる時ハ所屬長官よ令狀を示す可し長官ハ己むとを得ざる差支ゐるよ非ざれば本人をして速く令狀よ應せしむ可し其行軍の際亦同じ

第三百三十七條 勾留狀又ハ收監狀ト受けたる被告人ハ速かハ其令狀よ記載したる監倉よ引致す可し若し其監倉よ引致すると能はざる時ハ假よ最近の監倉よ引致することを得

何れの場合よ於ても監倉長ハ令狀を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し

第三百三十八條 令狀執行の命を受けたる巡查の之を執行したるを又執行すると能はざる時其事由を令狀の正本に記載す可し

巡查ハ令狀執行に關する書類を書記局に差出し書記の其受取證書を渡す可し

第三百三十九條 勾留狀又ハ收監狀を受く可き被告人既に監倉若くハ獄舎に在る時の書記より之を本人に送達し其旨を正本及び謄本に記載す可し

第四百十條 密室監禁の場合を除くの外被告人の監獄則ち從ひ官吏の立會に依り其親屬故舊又ハ代言人に接見するを得

書翰書籍其他の書類ハ豫審判事の檢閲を経たる後非ざれば被告人と外人と之を授受するを許さず但豫審判事ハ其書類を留置くを得

第四百十一條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上の刑に該る可き者非ずと思料したる時豫審中何時も勾留狀又ハ收監狀と取消す可し但し收監狀を取消す時豫じめ檢察官の意見と聽く可し

第四百十二條 監倉にハ刑法治罪法を備置き被告人の請求に從ひ之を貸與す可し

第二節 密室監禁

第四百十三條 豫審判事ハ豫審中事實發見の爲め必要なりと思料したる時檢事の請求に因り又ハ職權を以て勾留狀若くハ收監狀を受けたる被告人を密室に監禁するの言渡を爲すを得

第四百十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人ハ一名毎之を別室に置き豫審判事の允許を得るに非ざれば他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受するを許さず

食物飲料藥餌其他監倉より給す可き物品と雖も監倉長の特に指名したる者をして之を給與せしむ

第四百十五條 密室監禁の十日を超過す可らず但十日毎ハ其言渡を更改るを得言渡を更改る時其事由を裁判所長に報告を可し

豫審判事の十日間より少くとも二度被告人と訊問し通常の規則に従ひ調書を作る可し

第三節 證據

第四百十六條 法律に於ては被告事件の模様は因り有罪なるの推測を定むるとなし
被告人の白狀官吏の檢證調書證據物件證人の陳述監定人の申立其他諸般の徴憑ハ裁判官の判定に任す

第四百十七條 豫審判事ハ檢察官民事原告人被告人の請求に因り又ハ職權を以て事實發見の爲め必要なりとする證據徴憑を採取す可し

第四百十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人證人の訊問を爲すハ書記の立會と必要とす書記ハ調書を作り豫審判事と共に署名捺印す可し
裁判所外に於て急遽の際書記の立會と得ると能ハざる時の立會人二名あるを要す但し監倉に就て被告人を訊問する時ハ其監倉の官吏一名をして立會ハ一可し

前項の場合に於ては豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印す可し
書記又ハ立會人なくして爲したる處分の其効ある可し

第四節 被告人の訊問及び對質

第四百十九條 豫審判事の先づ被告人を訊問す可し

但し檢證を爲し又ハ證人を訊問するに付急遽を要する時に此限を在らず

第四百十條 豫審判事の被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又ハ詭言を用ふ可からず

第四百十一條 書記の訊問及び陳述の錄取被告人に之を讀聞かすべし

豫審判事の被告人ハ其陳述の相違なきや否と問ひ署名捺印せしむべし若し署名捺印すると能ハざる時ハ其旨を附記す可し
書記の本條の式と履行ふたるとを記載し豫審判事と共に署名捺印すべし

第二百五十二條 被告人其陳述より付き變更増減すべきことを申立たる時ハ更に訊問を爲し前條の規則より從ひ其訊問及び陳述を録取し之を讀聞かせ署名捺印すべし

第二百五十三條 被告人の陳述書の謄本を求むることを得

第二百五十四條 豫審判事の被告人の共犯なる人違なきと其他事實を發見す可き一切の摸樣を證する爲め必要なりとする時ハ被告人と他の被告人證人又ハ其他の者と對質せしむることを得

第二百五十五條 書記の對質人の陳述及び對質人因り生ずる一切の事件を録取し對質人又其對質人關する部分と讀聞かすべし

第二百五十一條 第二百五十二條の規則ハ對質人付ても亦之を適用す

第二百五十六條 被告人又ハ對質人聾なる時ハ書面を以て問ひ嘔ある時ハ書面を以て答へしむ若し聾者嘔者文字と知らざる時ハ通事を命ず可し
被告人又ハ對質人國語不通せざる時亦同じ

第二百五十七條 通事ハ正實な通譯す可きこの宣誓を爲す可し

書記ハ通事と調書を讀聞かせ之より署名捺印せしむ可し

第九十二條 第九十三條 第二百條の規則ハ本條より亦之を適用す

第五節 險證及び物件差押

第五十八條 豫審判事の事實發見の爲め必要なりとする時ハ重罪輕罪の犯所より臨み檢證を爲す可し

又檢事の請求ありたる時ハ如何なる場合と雖ども臨檢す可し

第五十九條 豫審判事の犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人違なきことを證明す可き摸樣に付き調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き摸樣をも記載す可し

第六十條 豫審判事の臨檢の場合に於て發見したる物件其出所及び摸樣は因り被告人の人違なきと又ハ犯罪の摸樣を知るに足る可しと意料したる時ハ之と差押て

認印と爲し目録を作る可し但其物件と監護し又ハ遞送するハ書記之を擔任す可し

第六十一條 豫審判事ハ臨檢家宅搜索物件差押に付其日に處分と終らざる時ハ場所の周圍を閉鎖し又ハ看守者と置くことを得

第六十二條 豫審判事ハ被告人の住所又ハ事實と證明す可き物件を藏匿するの疑ひある者の住所を臨檢することを得

被告人又ハ物件を藏匿する者其住所に在らざる時ハ同居の親屬若し其在らざる時ハ戸長の立合を要す

第三十三條第三項の規則ハ本條にも亦之を適用す

第六十三條 被告人ハ臨檢家宅搜索の處分に立會ひ又ハ代人をして立會はしむることを得

若し被告人勾留と受けたる時ハ自ら立會ふことを得ず但豫審判事本人の立會を必要なりとする時ハ此限りに在らず

民事原告人及び其代人ハ前に記載したる處分よ立會ふことを得但豫審判事ハ其立會の爲め豫審を遅延す可からず

第六十四條 家宅搜索の場合に於て豫審判事ハ第六十條の規則に従ひ物件を差押ふべし

物件を差押へたる時ハ其目録の謄本を立會人へ渡す可し

第六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押の處分よ立會ひたると否とを問はず其物件を被告人ハ示し辨解と爲さしむ可し

其訊問及び陳述ハ之を調書に記載す可し

第六十六條 豫審判事ハ臨檢の場所に於て證人の陳述を聴くことを必要なりとする時ハ書記の立會を依り各別よ之を訊問す可し

第六十七條以下の規則ハ本條にも亦之を適用す

第六十七條 豫審判事ハ前數條に記載したる處分中何人ハ限らず允許を得ずして

其場所より出入することを禁ずるを得

若し其禁を犯す者ある時ハ之を逐斥し又ハ處分を終るまで之を留置するを得

第六十八條 豫審判事ハ其管轄地内と雖ども時宜に因り臨檢 家宅搜索の事を其

地の治安判事ニ囑託するを得

第六十九條 豫審判事ノ事實發見の爲め必要なりとする時ハ驛遞電信鐵道の官署

諸會社に其事由と通知し被告人又ハ豫密に關係ある者より發し若くハ是等の者ハ

對し發したる書類電報又ハ物件を受取開披するを得但 受取證 書を渡す可し

前項の書類物件不用ノ属したる時ハ其官署又ハ會社に還付可し

第六節 證人訊問

第七十條 豫審判事ハ檢事民事原告人より被告人より證人として指名したる者を

呼出す可し

原告證人被告證人の肩數夥多ある時ハ指名の順序に従ひ又ハ最も事實と知る可し

と意料したる者輕罪事件に付てハ各々五名重罪事件に付てハ各々十名を限り先づ

之を呼出す可し但事實發見の爲め必要なりとする時ハ此限をわらず

又原被の指名せざる者と雖も豫審判事の職權を以て證人として之を呼出すを得

第七十一條 證人ハ豫審判事の名を以て之を呼出すべし但し其呼出狀ハ第二十

三條の規則に従ひ之を送達す可し

若し證人管轄地外に在る時ハ其所在の地の輕罪裁判所書記に送達ノ事と囑託

す可し

第七十二條 豫審判事ハ證人裁判所々在の地に住せざる時ハ其住所の地の治安

判事又訊問の事を囑託するを得

若し證人管轄地外に在る時ハ其住在の地の豫審判事又ハ治安判事に訊問の事を

囑託するを得

本條の場合に於て呼出狀ハ囑託を受けたる判事の名を以て其裁判所の書記局に

り之を送達す可し

第七十三條 呼出状にハ證人の氏名住所及び職業を記載す可し

又出頭の日時場所及び呼出に應せざる時ハ罰金を言渡し且勾引することある可き旨を記載す可し

呼出状の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

第七十四條 證人疾病公務其他正當の事故に因り呼出に應ずる能はざること証明

したる時ハ豫審判事其住所に就て之を訊問す可し

第七十五條 証人と爲る可き者陸海軍在營の軍人軍属なる時ハ其所屬長官を經由して呼出状を送達す其長官ハ即時に出廷せしむ可きを認可し又ハ職務上己

むとを得ざる差支ある時ハ其事由を付して出廷の延期を豫審判事に請求す可し

第七十六條 豫審判事ハ前二條に定めたる差支の場合を除くの外証人呼出に應せざる時ハ檢事の意見を聞き二圓以上十圓以下の罰金を言渡す可し但し其言渡す

對してハ故障及び控訴を許せず

豫審判事ハ其證人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出状を送達し又ハ直ち

に勾引状を發することを得但し其費用ハ證人を以て之を擔當せしむ

若し證人再度呼出に應せざる時ハ二倍の罰金を言渡し且勾引状を發することある可し

第七十七條 豫審判事ハ證人初度又ハ再度の呼出状を受けざること其呼出状第七

十三條の規則に背きたること又ハ豫知し難き正當の事故ありて出廷する能はざりしことを證明したる時ハ檢事の意見を聽き其罰金の言渡しと取消すべし

第七十八條 證人呼出状に因り出廷したる時ハ其呼出状を書記に差出す可し

若し之を遺失したる時ハ其人違なきことを證明す可し

第七十九條 豫審判事ハ證人として呼出する者に對し其氏名年齢職業住所及び

第八十一條に記載したる者なりや否を問ふ可し

第百八十條 豫審判事ハ證人をして愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲す可きこ

とを宣誓せしむべし

豫審判事ハ證人ハ宣誓書を讀開かせ之ハ署名捺印せしむ若し署名捺印すること能

ハざる時ハ其旨を附記す可し

宣誓書ハ訴訟書類ニ添置し可し

第百八十一條 左ニ記載したる者ハ證人と爲ることを許さず但實事參考の爲め其陳

述を聴くことを得

一 民事原告人

二 民事原告人及び被告人の親屬

三 民事原告人及び被告人の後見人又は是等の者の後見を受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人

第百八十二條 左ニ記載したる者亦前條ノ同シ

一 十六歳未満の幼者

二 知覺精神の不充分なる者

三 瘡啞者

四 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者

五 重罪事件ニ付き重罪裁判所ニ移すの言渡を受け又ハ重禁錮の刑に該る可き輕

罪事件ニ付き公判ニ付せられたる者

六 現ニ陳述を爲す可き事件ニ付き曾て訴を受け其証憑充分ならざるに因り免

訴の言渡と受けたる者

第百八十三條

証人宣誓を肯せず又ハ宣誓して陳述を肯せざる時ハ豫審判事檢

事の意見を聽き刑法第百八十條に從ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對してハ故

障及び控訴を許さず

醫師藥商産婆又ハ代言人辨護人代書人公証人若くハ神官僧侶其身分職業ニ關

する秘密の事件に付き委託を受けたる者へ前項の例不在す

第八十四條 證人への他の證人及び被告人と各別之と訊問す可し但事實發見の爲め必要なりとする時ハ證人を他の證人又ハ被告人と對質せしむることを得

第八十五條 豫審判事ハ證人の陳述を確實ならしむる爲め必要なりとする時ハ重罪輕罪の犯所又ハ其他の場所ハ同行することを得

若し證人同行することを肯せざる時ハ第七十六條の規則ハ從ひ罰金を言渡す可し

第八十六條 第五十六條第五十七條の規則ハ證人に付ても亦之を適用す

第八十七條 皇族又ハ勅任官証人なる時ハ豫審判事書記と共に其所在に就て陳述を聽く可し

第八十八條 書記ハ證人の陳述に付き各別ハ調書と作る可し其調書ハ證人宣誓を爲したること又ハ爲さざるの事由を記載す可し

第八十九條 豫審判事ハ證人の其陳述の相違なきや否を知らしむる爲め書記として調書讀聞かせしむ可し

證人の其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記ハ其請求ありたるに及び變更増減の條件と調書に記載豫審判事及び證人と共に署名捺印す可し若し證人署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記す可し

第九十條 證人ハ即時ハ出廷に付ての旅費日當を要むることを得若し日稼を以て生業とする者なる時ハ旅費日當の外日稼高小等一に償金を要むることを得

本條の場合に於てハ豫審判事其金額と定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事の犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を必要なりとする時ハ學術職業に因り鑑定するを得可き者一名又ハ數名をして

鑑定と爲さしむ可し

第九十二條 鑑定人の書記局より呼出狀を以て之と呼出す可し其呼出狀不犯罪事件又付き鑑定を命すること及び呼出不應せざる時ハ罰金を言渡す可きことを記載す可し

鑑定人呼出不應せざる時ハ第九十六條の規則に従ひ處分す可し但し勾引證を發することを得ず

第九十七條の規則ハ本條亦之を適用す

第九十三條 鑑定人ハ正實に鑑定す可きの宣誓と爲す可し其宣誓ハ第九十條の式又從ふ

書記ハ鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾に記載し之不宣誓書を添置す可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せざる時ハ豫審判事檢事の意見を聽き刑法第七十

九條又從ひ罰金を言渡す可し但し其言渡又對してハ故障及び控訴を許さず

第九十五條 第九十一條第九十二條に記載したる者ハ鑑定を命ずることを得ず但急遽の際正當の鑑定人と爲る可き者なき時ハ事實參考の爲め鑑定を命ずることを得

第九十六條 豫審判事の成る可く鑑定立會ふ可し

第九十七條 豫審判事ハ鑑定人の請求に因り又ハ職權を以て鑑定人を増加し又ハ別人を以て鑑定せしむることを得

第九十八條 鑑定人ハ鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可し

若し結果を得ざる時ハ其推測する所を記載す可し
鑑定人意見を異にする時ハ各自鑑定書を作り又ハ各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し